# 日南町過疎地域持続的発展計画

（計画期間：令和３年４月１日～令和８年３月３１日）

日　南　町

# 目　　　次

１　基本的な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
（１）町の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
（２）人口及び産業の推移と動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
（３）行財政の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
（４）地域の持続的発展の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
（５）地域の持続的発展のための基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
（６）計画の達成状況の評価に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
（７）計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
（８）公共施設等総合管理計画との整合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成　・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
（３）計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

３　産業の振興　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（３）計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（４）産業振興促進事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

４　地域における情報化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（３）計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

５　交通施設の整備、交通手段の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（３）計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

６　生活環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

（３）計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
**７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進**　・・・・・・・・３２
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
（３）計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

**８　医療の確保**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
（３）計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

**９　教育の振興**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
（３）計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

**10　集落の整備**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
（３）計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

**11　地域文化の振興等**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
（３）計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

**12　再生可能エネルギーの利用の推進**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
（１）現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
（２）その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
（３）計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

# 日南町過疎地域持続的発展計画

## １　基本的な事項

### （１）町の概況

#### ア　自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、西に島根県、南に岡山県、南西に広島県と３県に接しており、昔から様々な形で交流が行われてきました。中国山地の中央、分水嶺に位置し、山陰と山陽を結ぶJR伯備線の要路です。県庁所在地の鳥取市までは128㎞、広域市町村圏の中心都市の米子市までは38㎞、新幹線の最寄りの駅である岡山までは110㎞の位置にあり、JR生山駅に停車する特急を利用すれば、１時間 30 分程度で新幹線に乗ることができます。また、中国縦貫自動車道及び中国横断自動車道岡山米子線の最寄りのICまでは30～35分、米子空港までは車で１時間10分の所要時間です。

鳥取県西部の一級河川である日野川は、源流を本町に発し、谷間からの大小の河川が合流し、次第に川幅を広げています。本町においては、地形的に大きく３つの谷に分かれており、河川沿いに農地と集落が点在する田園風景は、標高290～650m位にかけて広がっています。平坦地はきわめて少なく、山林・原野が９割を占めています。気候は日本海側気候で、平均気温は標高490mの地点で10.9度、300mの地点で12.9度、降水量は年間2,000～2,200㎜です。

本町にある船通山（鳥髪峰）は、古事記にある神剣「天叢雲剣（アメノムラクモノツルギ)」出現の地、「八岐（ヤマタ）のおろち」伝説発祥の地とされており、町の水田の多くは、かんな流し（真砂土に混じった砂鉄を、川や水路の流れの破砕力を利用して土砂と分離させ、比重差によって砂鉄のみを取り出すこと）によってできた歴史的遺産であるともいわれ、現在でもたたら製鉄に由来する地名を町内の随所に見ることができます。かんな流しによる土砂は、日野川を経て日本海に運ばれて、弓ヶ浜半島を形成したといわれています。

明治21年に公布された市制・町村制によって10ヶ村が誕生し、大正時代の合併で奥日野７ヶ村が実現しました。昭和22年の地方自治法施行により、町村合併による地方自治体再編が時代の流れとなり、合併の気運の盛り上がりの中、昭和30年には一部の合併により「伯南町」及び「高宮村」が誕生しました。その後４年の年月を経た昭和34年に、新市町村建設促進法による総理大臣勧告に基づいて５町村による合併が行われ、現在の「日南町」が誕生しました。戦後２度の合併を経て誕生した本町の面積は、現在340.96㎢で、県面積のおよそ１割を占めています。

平成の大合併により、全国では平成11年３月末で3,232あった市町村数が平成22年３月末現在で1,727と大幅に減少する中、鳥取県内においても39あった市町村が現在では19となっています。本町においては鳥取県西部を中心とした広域合併を指向しつつも、平成15年２月、当面は現状を維持し単独町政を選択し、現在に至っています。

### イ　過疎の状況

本町の人口は昭和 25 年に 16,045 人（合併前の合計）とピークに達し、その後昭和 38 年を境に急激な減少が始まり、いわゆる過疎化傾向が顕著になりました。これは大きくは昭和 30 年代から本格化した高度経済成長に起因しますが、昭和 38 年に町を襲った豪雪による出稼ぎ者の増加もその一因でした。

その後も、主要産業である農林業はコメ価格の下落や安価な外国産材に押されるなど衰退し、クロム鉱山の閉鎖、公共事業の縮小による建設業の廃業や縮小など、地場産業の不振に加え、高齢者世代人口の自然減少が始まり、人口減少が加速化しています。都市との所得格差、生活環境整備の立ち遅れが大きな要因となって、若者を中心とした構造的な人口流出に加え、今後は高齢者の自然減少が更に加速すると予測されます。

今後は人口維持のため、新卒者の町外流出の抑制による生産年齢人口増加への取り組みや、UIJ ターン施策、医療、教育、子育て、雇用、生活環境施策など定住基盤の向上への戦略的取り組みが重要となってきます。

昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年に過疎地域振興特別措置法、平成２年に過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年に過疎地域自立促進特別措置法と過去４次にわたって過疎対策立法が施行され、この間本町では町過疎対策計画に基づいて諸施策に取り組んできました。

それぞれの内容を見ると、基礎的な公共施設整備、産業・生産基盤の整備、それらを踏まえた活性化方策の模索、福祉施設の整備など、過疎化の下での都市部との格差是正を主眼とした社会基盤整備に貢献した意義は大きいと考えています。

今後は基幹産業である農林業の振興を図るための基盤整備、近代化施設整備や、超高齢社会に対応できる福祉や生活環境の整備とあわせて、若年層の移住・定住を進め、産業や地域の後継者確保に取り組むことが必要不可欠です。

### ウ　社会経済的発展の方向の概要

本町の産業は、長い間農林業と建設業を主体としてきましたが、立地条件に恵まれないことや規模が零細であること、国民の生活様式の変化、その他の理由により、町民の所得水準は低く推移しています。近年は少子高齢化が一層加速し、地域経済をめぐる環境は更に厳しさを増しています。一方で、価値観の多様化や自治体間の地域づくりの競い合いなどを背景として、行政主体の施策は年々拡大傾向にあります。しかし、現在の地域経済の停滞に加え、国・地方を通じた財政危機の下では、公費の重点的な配分をしていかざるを得なくなっています。

そうした中で本町は、都市部の後追い的な施策に終始するのではなく、本町の立地特性を低密度の多自然居住地域、多様で豊かな地域特性と潜在力を持つ地域として捉えた施策を講じることが重要であると考えています。地域住民が地域で住み続けられるために、充実した生活を支える機能を備えた小さな拠点づくりや、それを結ぶ交通

体系の整備などの施策が今後は必要になってくると考えます。こうした施策の柱は、第一に普遍的な価値としての豊かな自然環境を守り、そうした地域特性を対外的に主張していくこと、第二に農林業を中心とした地域経済の振興を図りつつ、各経営体の営みが持続可能なものとなり、未来に繋がっていくような地域づくりを地域住民の理解と参画のもとで推し進めることにあります。

## （2）人口及び産業の推移と動向

本町の人口を年齢階層別にみると、65 歳以上の高齢者比率は令和３年３月末現在で51.5%(住民基本台帳による。)となっています。15～29 歳の若年層の人口比率をみると、平成 23 年３月末の 10.6%から 8.4%へと減少しています。65 歳以上人口は長い間増加の一途でありましたが、平成 15 年度をピークとして実数では減少に転じています。高齢化率の高い本町で、高齢者を中心とした死亡数は増加しており、今後自然動態を主因とした大幅な人口減少が急速に進んでいくことになります。

国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年に公表した人口の推計値では、令和 27 年（2045 年）には 1,917 人と予想されています。一方、本町が令和２年度に策定した第２期日南町総合戦略では、人口増への取り組みにより 1,999 人の人口確保を目標としており、今後人口維持への UIJ ターン施策や、医療、教育、子育て、雇用、生活環境施策などへの戦略的取り組みが重要となってきます。

表１－１（１）人口の推移（国勢調査）

| 区　分 | 昭和35年 | 昭和50年 | | 平成2年 | | 平成17年 | | 平成27年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総　数 | 人<br>15,286 | 人<br>9,730 | %<br>△36.3 | 人<br>7,974 | %<br>△18.0 | 人<br>6,112 | %<br>△23.4 | 人<br>4,765 | %<br>△22.0 |
| 0歳～14歳 | 5,160 | 1,846 | △64.2 | 1,160 | △37.2 | 593 | △48.9 | 352 | △40.6 |
| 15歳～64歳 | 8,874 | 6,324 | △28.7 | 4,718 | △25.4 | 2,775 | △41.2 | 2,068 | △25.5 |
| うち15歳～29歳(a) | 3,040 | 1,420 | △53.3 | 722 | △49.2 | 528 | △26.9 | 366 | △30.7 |
| 65歳以上(b) | 1,252 | 1,560 | 24.6 | 2,096 | 34.4 | 2,744 | 30.9 | 2,345 | △14.5 |
| (a)/総数<br>若年者比率 | %<br>19.9 | %<br>14.6 | | %<br>9.1 | | %<br>8.6 | | %<br>7.6 | |
| (b)/総数<br>高齢者比率 | %<br>8.2 | %<br>16.0 | | %<br>26.3 | | %<br>44.9 | | %<br>49.2 | |

産業構造の変化をみると、昭和 50 年までは農業を中心とした第一次産業が半数以上を占めていましたが、平成２年には 37%にまで落ち込み、その後横ばいで推移しています。農林業は、町の基幹産業として重要な位置を占めてきました。本町は、認定農業者や集落営農法人など、自立的で意欲ある農家への重点的な支援を行ってきましたが、その一

方で、零細兼業農家を中心に離農に歯止めがかかりません。林業においては、木材加工企業の創業をはじめ、組合設立による連携強化などの取り組みにより就業の場が確保されるとともに、収入間伐による人工林材への需要が広がりつつあります。また、持ち出し間伐への補助金交付や近年の担い手育成の取り組みが契機になり、林業従事者は増加しています。しかしながら、経営には公的支援が欠かせない状況が依然として続いており、補助金に頼らない経営が成立する仕組みが求められています。

第二次産業である製造業・建設業は、昭和 50 年頃から就業人口が増加し、平成 12 年までは約３割を維持していましたが、平成 17 年には 18%まで落ち込み、以降横ばいとなっています。製造業の就業人口減少は、工場の海外移転が主因です。建設業は機械化などによる就労者の減少はありますが、防災施策の必要性の高まりから近年は公共事業の受注は好調です。

第一次産業・第二次産業の就業者人口が減少する中、介護・医療・福祉職場を中心とした第三次産業への労働力のシフトが続いています。第三次産業では、高齢者福祉のニーズが高まる中、社会福祉法人の設立により福祉職場で一定の雇用が増加しています。一方、小売業・飲食業など商工業者については、地域経済が冷え込む中にあって、JA 店舗の撤退をはじめ地域の店舗の廃業により、地域住民の日常生活にも困難が生じています。近郊都市や通信販売への消費の流出、購買力の低下による不採算、高齢化や後継者不足による事業閉鎖などが問題です。

雇用状況が縮小する一方で、急激な人口減少と高齢化を要因とする人手不足が顕在化しており、介護・医療・福祉職場や木材関連企業の雇用人材が確保できなくなるという、次の段階の課題が生じています。

### （3）行財政の状況

町の財政状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率などの財政健全化指標は、国が定める早期健全化基準を下回っており、県内でも上位の健全な状態にあります。しかしながら本町の財政力指数は 0.17 で、鳥取県平均又は全国類似団体平均と比較しても若干低い値となっています。これは財政運営に必要とされる需要額に対して自主財源の要である地方税収入が乏しく、地方交付税や国・県支出金又は町債などの依存財源に頼った財政運営が続いている状態を示しています。歯止めのかからない人口減少により、人口数が交付額に大きく影響する地方交付税をはじめとする各種交付金などは今後も大幅な減額を覚悟せざるを得ない状況であり、将来に向かい持続可能な財政運営を維持してく上で厳しい状況が続いています。

このような中、各種計画や施策・事業を着実に成果へとつなげ、本町のような中山間過疎地域が持続的に発展していくためには、既存事業の見直しをはじめ、新たな視点や考え方を取り入れた行財政運営を無駄なく効率的に推進していくことが必要であり、町民ニーズの的確な把握と財源確保の工夫、必要性の低い支出の抑制などについて熟考し、職員一人ひとりが経営意識を持ち、最少のコストで最大の成果を生み出す努力が必要で

す。引き続き有利な財源の確保に努めながら、施策の選択と集中により各種事業の推進と健全な財政の両立を図る必要があります。

表１－２（１）財政の状況　　単位：千円

| 区　　分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|
| 歳　入　総　額　A | 6,509,767 | 7,992,135 | 7,545,200 |
| 一　般　財　源 | 4,239,253 | 4,007,229 | 3,660,157 |
| 国　庫　支　出　金 | 349,425 | 482,953 | 769,088 |
| 都道府県支出金 | 750,517 | 856,215 | 1,132,315 |
| 地　　方　　債 | 461,220 | 1,492,800 | 1,051,871 |
| うち過疎対策事業債 | 206,700 | 1,424,900 | 680,700 |
| そ　　の　　他 | 709,352 | 1,152,938 | 931,769 |
| 歳　出　総　額　B | 6,169,126 | 7,488,058 | 7,313,623 |
| 義　務　的　経　費 | 2,106,671 | 1,801,740 | 1,657,136 |
| 投　資　的　経　費 | 849,549 | 2,425,224 | 2,484,015 |
| うち普通建設事業 | 728,917 | 2,387,264 | 1,764,904 |
| その他 | 3,212,906 | 3,261,094 | 3,172,472 |
| 歳入歳出差引額（A－B） | 340,641 | 504,077 | 231,577 |
| 翌年度へ繰越すべき財源D | 98,559 | 257,098 | 128,533 |
| 実質収支　C－D | 242,082 | 246,979 | 103,044 |
| 財　政　力　指　数 | 0.135 | 0.136 | 0.160 |
| 公　債　費　負　担　比　率 | 21.4% | 15.9% | 14.1% |
| 実　質　公　債　費　比　率 | 15.7% | 9.8% | 7.2% |
| 起　債　制　限　比　率 | 3.6% | － | 0.1% |
| 経　常　収　支　比　率 | 87.1% | 89.0% | 91.0% |
| 将　来　負　担　比　率 | － | － | － |
| 地　方　債　現　在　高 | 6,718,954 | 6,031,997 | 7,423,427 |

**（４）地域の持続的発展の基本方針**

本町は、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、町過疎対策計画に基づく諸施策に積極的に取り組んできました。

この結果、生活基盤の整備、福祉・教育施設の充実、産業基盤の整備、情報基盤格差是正などについて一定の成果を見ることができましたが、地域経済の停滞、農林業後継者育成の遅れ、少子高齢化の進行、集落自治機能の低下など、現状の課題は深刻です。また、農地基盤整備や林業基盤整備などについても継続的に建設投資を行ってきましたが、十分な産業振興の成果につながっていない面もあります。

今後は、本町の自然や文化をもう一度見直し、この地域の個性や特色を大切にしなが

ら他地域からのニーズに適切に対応していくことにより、国全体の中で過疎地域に今期待されている役割を自ら担っていく必要があります。国土・環境保全という施策の中で、明確な位置づけを得ることが地域の持続的発展につながるものと考えます。

前述した、本町が当面する課題と今日までの過疎対策の実績や、社会的・経済的諸条件を踏まえ、個性と魅力あふれる町を築くための新たなまちづくりの指針として策定した「第６次日南町総合計画」の基本構想である、「創造的過疎のまちへの挑戦」を具体的な施策として推進していきます。

人口減少と超高齢社会という状況の中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域、産業、組織など、それぞれの分野の将来を支える人材の育成・確保が急務であり、最も重要な取り組みです。あわせて、施策や地域内の情報を住民に公開していくことで住民参画を促進し、町外に対しても積極的に情報発信することが大切です。

また、市町村単位ではなく、地域全体が連携し、協調して取り組まなければならない時代へと移ってきており、水源保全、ごみ処理、観光振興から、事務の共通化・共同化による経費削減などに至るまで、より広域的な対応が必要な課題が生じています。本町では、鳥取県西部広域行政管理組合や日野町江府町日南町衛生施設組合により、消防やごみ・し尿処理などを広域的に取り組んでいるほか、鳥取・岡山県境連携推進協議会を組織して中山間地域の振興に取り組んでいます。さらに、鳥取県日野郡連携会議により、行政サービスの向上と効率化などに取り組んでいきます。地域主権の名のもと、同じ課題を抱え、顔の見える圏域において、地域のニーズに合った効率的でスケールメリットが得られる広域連携に取り組んでいくことが必要です。

本町は令和元年７月、国から「SDGs 未来都市」に認定されました。また、令和３年３月には「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しました。今後は、国が推し進める脱炭素や地方自治体のデジタルトランスフォーメーション（DX）など、県とも連携しながら取り組んでいきます。

### （５）地域の持続的発展のための基本目標

令和２年度に策定した「第６次日南町総合計画」の基本構想は、「ひとづくり」と「持続可能なまちづくり」の２本柱に基づき、「創造的過疎のまちへの挑戦」と定めました。

この総合計画の前期基本計画にあたる「第２期まち・ひと・しごと創生日南町総合戦略」では次の４つを定めています。

①しごとをつくり、安心して働けるまちづくり

②日南町への移住・定住を促進させる

③結婚・出産・子育ての希望を実現させる

④安心して暮らし続けられるまちづくり

本計画は、「第２期まち・ひと・しごと創生日南町総合戦略」と目的を同じくしていることから、同総合戦略内の基本計画を、本計画での基本目標とします。

また、これに基づき、本計画全般における人口に関する目標として、令和７年の人口を

3,824 人と設定しました。これは、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の 2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした（移動がゼロとなった）場合のシミュレーションによるものです。合計特殊出生率が現状より改善するだけでは人口減少に歯止めを掛けることが難しいため、合計特殊出生率の増加に加え、社会増減・自然増減が同一もしくはプラスに転じることにより緩やかな人口減少につながると考えています。

「第２期まち・ひと・しごと創生日南町総合戦略」における人口推計　　単位：人

| | 平成 27 年<br>(2015 年) | 令和２年<br>(2020 年) | 令和７年<br>(2025 年) | 令和 12 年<br>(2030 年) | 令和 17 年<br>(2035 年) |
|---|---|---|---|---|---|
| 社 人 研※ | 4,765 | 4,146 | 3,585 | 3,112 | 2,708 |
| 総合戦略 | | 4,277 | 3,824 | 3,449 | 3,143 |

※国立社会保障・人口問題研究所推計準拠

合計特殊出生率の推移（「人口動態保健所・市区町村別統計」より）

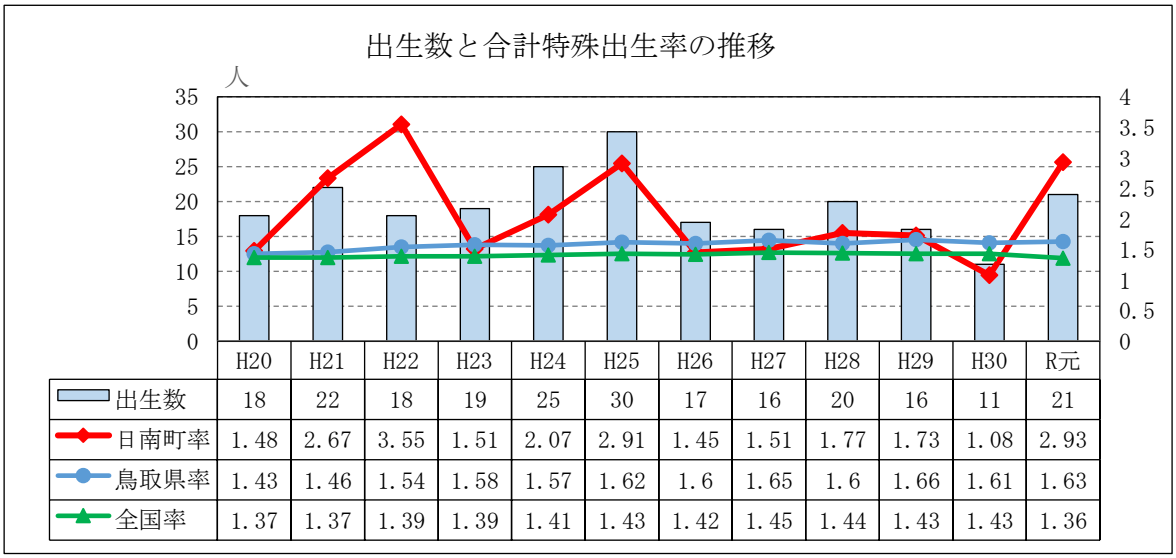


| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 出生数 | 18 | 22 | 18 | 19 | 25 | 30 | 17 | 16 | 20 | 16 | 11 | 21 |
| 日南町率 | 1.48 | 2.67 | 3.55 | 1.51 | 2.07 | 2.91 | 1.45 | 1.51 | 1.77 | 1.73 | 1.08 | 2.93 |
| 鳥取県率 | 1.43 | 1.46 | 1.54 | 1.58 | 1.57 | 1.62 | 1.6 | 1.65 | 1.6 | 1.66 | 1.61 | 1.63 |
| 全国率 | 1.37 | 1.37 | 1.39 | 1.39 | 1.41 | 1.43 | 1.42 | 1.45 | 1.44 | 1.43 | 1.43 | 1.36 |

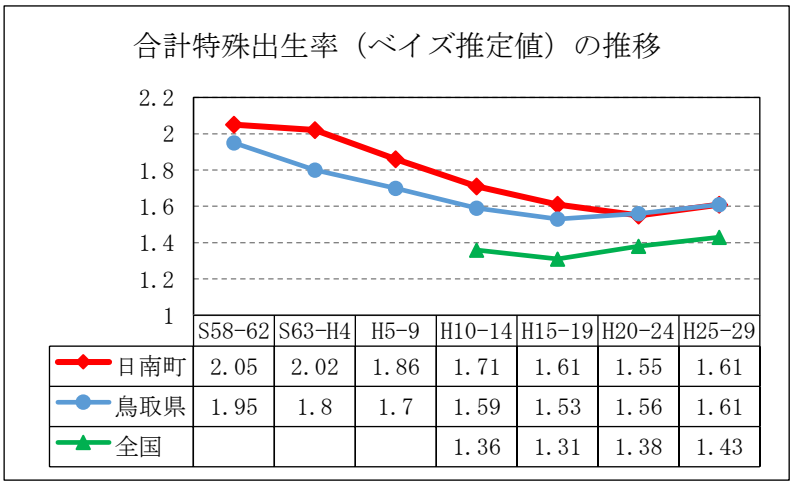


| | S58-62 | S63-H4 | H5-9 | H10-14 | H15-19 | H20-24 | H25-29 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日南町 | 2.05 | 2.02 | 1.86 | 1.71 | 1.61 | 1.55 | 1.61 |
| 鳥取県 | 1.95 | 1.8 | 1.7 | 1.59 | 1.53 | 1.56 | 1.61 |
| 全国 | | | | 1.36 | 1.31 | 1.38 | 1.43 |

特に出生数が少ない地域の場合、合計特殊出生率の数値が大幅に上下し、その地域の出生の動向を把握することが困難です。これは、標本数が少ないため、偶然変動の影響を受け、数値が不安定な動きを示すためです。

このような場合、観測データ以外にも対象に関する情報を推定に反映させることが可能な「ベイズ推定」が、合計特殊出生率の推定にあたっての有力な手法となります。

### （６）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度の所管職員による内部評価に加え、パブリックコメントにより意見や改善案を募り、次年度計画に反映させます。また、達成状況について議会への報告を行うとともに、町ホームページで公開します。

### （７）計画期間

計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５箇年間とします。

### （８）公共施設等総合管理計画との整合

「日南町公共施設等総合管理計画」では、公共施設を適正に管理していくために、公共施設の管理に関する目標や基本方針を定め、その中でアセットマネジメント取組方針は次の５つを定めています。

①施設の長寿命化や維持管理コストの更なる縮減を目指して計画的な施設管理を実施する。

②既に本町が所有している同種の施設との統合を行い、一体の施設として整備する。

③既に本町が所有している異なる種類の施設との統合を行い、両方の機能を有した複合施設を整備する。

④施設の改修を実施し、他の公共機能を有した施設として利用する。

⑤施設の廃止を行い、建物解体、跡地の売却を行うことで将来的な更新費用の縮減・他施設の更新費用捻出を図る。

これらに基づいた総資産量の適正化を目指し、総延床面積を 30 年間で 20%縮減（平成 26 年度末比）することを目標としています。

本計画では、「日南町公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、関連する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## ２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### （１）現況と問題点

#### ア　移住・定住の促進

高齢化率が 50%を超える本町では、生産年齢人口を増やしていくことが急務となっています。

本町ではこれまで、「日南町いきいき定住促進条例」に基づく各種交付金、各種媒体を利用した積極的な情報発信、空き家バンクを利用した移住者への住宅の紹介、子育て及び教育支援の充実、婚活事業による出会いの場の創出など、人口減少に歯止めをかけるために移住・定住を促す包括的な施策を積極的に展開してきました。しかし、若年層を中心とした人口減少の勢いは依然として止まらず、人口減少が地域経済の縮

小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させ地域コミュニティが維持できなくなるなど、負のスパイラルから抜け出せずにいます。

こういった状況からの脱却のため、若年層の人口増加策及び流出防止策、地域の担い手、積極的に地域を牽引していける人材の育成策を講じることが喫緊の課題となっています。

### イ　地域間交流

地域間交流については、以前に米カリフォルニア州スコッツ・バレー市、宮崎県日南市と交流を行ってきました。近年では米ワシントン州シアトル市と小・中学生のホームステイの相互受け入れを行うなど友好を深めています。

平成 30 年５月にはモンゴル国中央県ゾーンモド市と「友好交流に関する覚書」を締結しました。また、令和２年度からモンゴル人交流支援員を配置しました。今後は様々な連携を図り、相互交流と友好関係の強化を推進していきます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大や社会・経済情勢の変化のため、自治体間交流が停滞傾向にあったほか、各種スポーツ大会や地域の取り組みなどに携わる構成員の高齢化が影響し、長く続けてきた行事・催しの開催が年々困難になるなど課題も明確になっており、今後の事業の継続性や交流のあり方を検討していく必要があります。

## （2）その対策

### ア　移住・定住の促進

多様化する移住・定住のニーズに対応できるよう、積極的な情報発信と各種補助・支援及び住まいの環境整備に取り組んでいきます。情報窓口として、Twitter や Instagram など SNS の活用と、行政・移住・観光の各ホームページの充実を図ります。また、移住相談員によるオンライン相談、仕事の情報提供など、きめ細かな相談体制を強化していきます。さらには、同窓会や二十歳を祝う会などの機会を通じて、町外に居住する本町出身者の情報を収集し、この層を移住・定住の重点的ターゲットとした働きかけに注力していきます。

移住・定住人口を増加させるためには、住民満足度の向上も不可欠です。より快適かつ効率的な社会を実現するために、都市 OS（その都市にあるエネルギーや交通機関をはじめ、医療、金融、通信、教育などの膨大なデータを集積・分析し、それらを活用するために自治体や企業、研究機関などが連携するためのプラットフォームのこと）を利用することで「サービスの提供スピード」と「サービスの質」を向上することが期待されています。本町も都市部との情報格差の是正のために、積極的に検討を進めていきます。

また、「第２期まち・ひと・しごと創生日南町人口ビジョン・総合戦略」を策定し、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むこととしました。

総合戦略では次の３つの長期的ビジョンにより、具体的な施策を実施していきます。

①移住定住相談員を配置し、「住まい」「仕事」「地域の慣習」「生活相談」など、きめ細やかな相談対応を更に強化します。

②日南町で暮らすことの楽しさ、都会では体験できない暮らしを、SNS などを活用し情報発信に努めるとともに、県内市町村との広域連携を強化し、ともに移住定住促進に向けた取り組みを行います。

③空き家対策については、関係機関とも連携し、既存の各種補助制度を分かりやすく所有者に紹介するとともに、IU ターン者向け活用策についても、具体的な住まい方のモデル施策を検討します。

人材育成においては、若年層をはじめ多くの地域住民が地域活動に関わることができ、自らが積極的に参画し地域活性化に向けた取り組みができる環境づくりを支援し推進していきます。また、地域おこし協力隊制度の活用により、若年層を中心とした人材を都市部から獲得し、地域の活性化や定住促進を目指します。さらには、日野郡在住の高校生、鳥取県立日野高等学校の生徒を対象とし、日南町・江府町・日野町の日野郡３町が連携して設立・運営する公設塾「まなびや縁側」により、「ふるさと教育」を推進し、地域を支える人材の育成に取り組みます。

婚活事業については、出会いの場を創出するため、町内外からの参加者を募ったイベントの実施や、結婚相談所への登録料の助成などを行います。また、結婚相談所と提携し、異性との会話や接し方、身だしなみなどについての学習機会を提供し、結婚を希望する独身者への支援を行います。

### イ　地域間交流

国際交流については、現在米ワシントン州シアトル市との小・中学生のホームステイの相互受け入れと、国際交流支援員による町内での啓発活動が主な活動内容です。モンゴル国中央県ゾーンモド市との交流は、文化交流のみに留まらず、教育、医療など協定に基づいた連携もアフターコロナに向け検討していきます。

国内における地域間交流についても、今後今までのようなイベント開催は困難になることが想定されます。万全の感染症対策はもちろんのこと、新たな仕組みづくりを模索していきます。

## （3）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| １　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | （1）移住・定住 | 多様化する移住定住者に対する住宅施策の充実 | 町 | |
| | （4）過疎地域持続的発展特別事業<br>移住・定住 | 日南町いきいき定住促進条例に基づく交付金事業<br>（人口増加・定住を促進するた | 町 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | めに設置した同条例に基づき、条件を満たした移住・定住者に結婚祝い金・定住奨励金・住宅改修補助金を交付する。） | | |
| | | 移住定住支援組織運営支援<br>（専門的な知識を有する法人を組織化し、移住定住業務を委託することで、移住者のニーズに即応できる体制を整備する。） | 町 | |
| | | 婚姻奨励事業<br>（若者の結婚・定住のために婚活イベントなどを開催し、若者同士の交流や地域の活性化を図る。） | 町 | |
| | | 生山定住促進団地住宅建設助成事業<br>（転入者等の定住促進対策として、生山駅に近く利便性の高い町有地を安価で賃借し、住宅を新築する者に対して補助金を交付する。） | 町 | |
| | 人材育成 | 日野郡ふるさと教育推進事業<br>（若者の地元定着と将来の担い手を育てるため、「ふるさと教育」を推進する。日野郡３町が合同で運営する中・高校生を対象とした公設塾での学びを通し、生涯の仲間を生み、ふるさとに対する誇りを持ち続けることができる人材の育成を目指す。） | ３町 | |

## ３　産業の振興

### （１）現況と問題点

#### ア　農林業

農業は、町の基幹産業として重要な位置を占めてきました。しかし、全国的な新型コロナウイルス感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻等による社会情勢の変化により、消費の減退や農産物価格の低迷が起こっています。また、野生鳥獣などによる被害の拡大や食の安全性に対する消費者ニーズの高度化など、生産者にとって厳しい状況が続いています。近年は米価の低迷により、準高冷地の気象条件を活かしたトマト、ピーマン、白ネギ、ブロッコリーなどの野菜生産に力を入れた複合型の農業経営が主体となっています。

平成 12 年度から始まった中山間地域等直接支払制度は、令和２年度から第５期対策として継続しているほか、平成 26 年度からは多面的機能支払交付金事業が始まり、現

在に至るまで本町の農地の良好な保全に貢献しているところです。

本町では、認定農業者、営農組織、農業法人育成などの支援に取り組んでいる一方、農業生産の主体的条件をみれば、農業従事者の高齢化が急激に進んでおり、全体として生産額の増加や雇用の拡大には至っておらず、耕作放棄地も増加の傾向にあります。また、平成 21 年度から取り組んでいる農林業研修生制度を含めた後継者育成対策では、生産資材や生活費などに対する支援もあわせ、定住に向けた対策が急務です。

畜産業は、関税の引き下げによる競争の激化や担い手の高齢化などにより衰退を続けていましたが、平成 29 年に開催された全国和牛能力共進会において「肉質日本一」を獲得したことで、改めて鳥取県は全国から注目される和牛産地となりました。町内の畜産農家は減少しているものの、県の和牛振興総合対策事業などを活用し、一部の担い手は規模拡大に取り組んでいます。

町土の 89%を占める森林のうち 63%が人工林と、継続的な造林（蓄積）を実施してきた本町では、伐採の時期が到来しており、高付加価値林産物への加工及び販売ルートの開拓が課題となっています。これらの解決策として平成 18 年に創業した株式会社オロチによる「単板積層材（LVL)」の製造販売や、また、その素材安定供給を目的に設立された「日南町木材生産事業協同組合」を中心とした、町内山林資源を活かした取り組みが一層期待されています。

また、本町は、森林の持つ経済性や公益性といった重要な役割を保ちつつ、「木材を利用しながら森を守る」森林管理を徹底するため、平成 22 年に FSC 森林認証を取得し、町産材への付加価値、ブランド化につながる取り組みを推進しています。FSC 森林認証を取得し認証製品を製造販売することは、SDGs を達成するために大きな役割を果たしています。

森林・林業は林産物の生産のみならず、国土保全、自然環境の保全、水資源涵養、地球温暖化防止など多面的な機能を有しています。近年はカーボンオフセットクレジット取引など新たな森林資源の活用や、企業の研修・CSR 活動の誘致など森林を活用した取り組みを進めています。

平成 29 年度には、林野庁の「林業成長産業化地域」に選定され、「使い切る」木材活用事業と日南町版林業担い手育成事業を柱に、①不在村地主等山林集約化事業、②ICT 技術を活用した中央中国山地地域モデル循環型林業確立事業、③FSC 材･FSC 製品流通拡大事業、④森林カスケード新マテリアル開発事業、⑤木造公共施設等整備事業、⑥林業アカデミー整備事業、⑦200 年の森など森林教育整備事業、以上７つの重点的なプロジェクトを令和３年度までの５年間実施しました。

しかし、林業も農業と同様に従事者の高齢化が進み、後継者の不足が顕在化しており、成長産業化を目指しながら循環型林業の実現を図るには、これらの解決が欠かせません。令和元年度に開校した「にちなん中国山地林業アカデミー」を中心に、後継者育成が重要な課題になっています。同時に、山林所有者が再び山林経営に対する意欲を取り戻す取り組みも必要です。

### イ　商工業等

町内の商工業者については、地域外への消費の流出や、高齢化・後継者不足による事業閉鎖など、非常に厳しい状況です。各地域の商店は相次いで廃業し、高齢者を中心に日常の買い物に不便や苦労を感じる方はますます増加しています。これを改善するためには、後継者の育成や新規事業者・起業者に対する支援など、商工会などと連携した地域事業所への支援体制の強化が必要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大により域外からの収入は急減し、町内事業者にも大きな影響を与えました。今後は、コロナ禍により低迷した地域経済を活性化するため、地域内での経済循環と域外からの消費活動の取り込みを図る取り組みが重要です。

工業においては、本町の立地条件、交通網、人材の確保の観点からも大規模企業誘致は困難な状況です。町内の既存の事業所では多くの求人がありますが、人材確保につながっていないのが現状です。近年は若年層の人口減少により、全ての業種において「仕事はあっても人手がない」という課題が大変顕著です。かつての「仕事がない町」というイメージから状況が逆転していることを、町民全体で認識することが必要です。

### ウ　観光又はレクリエーション

本町は豊かな自然環境に恵まれ、オオサンショウウオやヒメボタル、カタクリの群生地、希少な遺伝子を保つニホンサクラソウなど、他の地域にない突出した自然の観光資源が存在します。また「天叢雲剣」出現の地といわれる船通山、たたら製鉄の史跡、明治維新後の製鉄技術を支えた耐火レンガの素材であるクロム鉱山跡など、日本の製鉄文化との歴史的関わりが深い多くの観光資源はあるものの、それぞれが関連付けされていないため単発的な情報発信になっており、効果的な交流人口確保につながっていない現状です。国内外に積極的な情報発信をし、魅力ある観光資源と最新の ICT 技術を融合し、本町の観光分野の魅力発信や集客力強化を進めていくことが重要になってきます。

令和元年度に日南町観光協会を一般社団法人化し、協会のより自発的な取り組みが可能となりました。令和４年度から名称を「一般社団法人山里 Load にちなん」と変更し、これまでの観光振興事業に加え、移住定住の促進や「空き家バンク」運営の事業も合わせた法人として活動を開始しています。令和４年度にはフェノロジーカレンダー（地域の自然と人の営みを表した生活季節暦）を制作し、季節ごとに豊かな自然や歴史文化遺産などを紹介し交流人口の増加を目指しています。

新型コロナウイルス感染症拡大を機に、価値観や生活様式は変化しつつあります。観光客のニーズも物見遊山的な観光からエコツーリズムなど環境や健康を志向した体験型・参加型の観光・レクリエーションへ変わり、旅行形態も団体から小グループ、夫婦、家族単位、女性同士、個人へと変化してきています。豊富な観光資源はありますが、休憩や情報を収集するための観光拠点が整備できていないこと、最大の観光資源

である自然を活かした魅力的なエコツーリズムモデルを開発できていないこと、情報発信や観光ブランディングが不足していることなどにより、潜在的な観光客に対して本町の魅力を十分に伝えきれておらず、入込観光客数は年々減少の傾向にあり、その増加が課題となっています。

その一方で、まちづくり協議会などによる産業遺産や希少動植物などの地域資源の掘り起こしや、それらを活用した体験交流の商品化など、新たな地域の魅力を発見し、情報発信する動きもみられます。自然の豊かさや歴史・文化など、地域としての魅力を包括的に取り込みながら積極的に情報発信を行い、交流人口の増加を図っていく必要があります。

### （2）その対策

#### ア　農林業

本町産業が様々な面で恵まれた立地条件にあるとはいえない中で、農林業は地域経済の中において生産額は相対的に少ないとはいえ、付加価値を生ずる可能性を持つ重要な産業です。農林業の産業としての確立は、地域経済の底力となって地域経済の循環を生み、地域の持続的発展につながっていきます。

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業により、農地保全の面では政策的な効果を生じているものの、生産主体の急激な高齢化の中で、新規就農者の育成や集落営農・法人経営の推進などによる担い手の育成が急務となっています。引き続き新たな担い手の確保を進めるとともに、所得の向上を目指して新規就農者などに対し基盤整備などの支援を行います。また、今日の自然志向・健康志向の中で、米、準高冷地野菜、減農薬農産物など、この地域の特長をアピールしながら、ブランド化を図っていく必要があります。そのために、農地中間管理事業を活用した農地集積の拡大、ほ場整備による面的な整備や水田機能の向上、AI・ICT・IoT などのデジタル技術を活用したスマート農業の推進による作業の効率化や生産コストの削減への取り組みとともに、一次産品の生産から加工、流通、販売まで一貫して行う、いわゆる６次産業化を目指した取り組みを推進していきます。

畜産業では、新規参入や規模拡大などを目指す担い手のためにハード整備及びソフト面で積極的な支援を行い、畜産業の振興を図ります。

森林立木体積の蓄積は、本町経済の最大の特色です。海外産木材との価格差により我が国の用材自給率が３割程度しかないという現実がありますが、コロナ禍により米国で木材の需要が急増した今般の事例もあります。本町において間伐を中心とした本格的な伐期の到来の中で、育林産業から伐採搬出、加工流通産業が成長していくべき時期を迎えているといえます。

今後、集約化された森林経営計画に基づいた適正な森林管理に努めるとともに、「日南町木材生産事業協同組合」を中心として搬出コストの削減のための基盤整備や高性能林業機械の導入などを推進し、伐期を迎えた山林資源を活かして雇用と林家所得の

拡大を図っていきます。

また、株式会社オロチとともに、高付加価値化した製品販売の体制整備の強化を図っていきます。具体的には、貿易自由化による外国産合板材との競争に生き残るため、株式会社オロチが生産する単板積層材（LVL）に不燃ノウハウを融合させた不燃単板積層材や、市場の拡大が見込まれる単板積層材の防腐防蟻処理材を製品化することで、既存の製品をブラッシュアップし、販路の維持及び拡大を図ります。あわせて、林業の町として町産材を活用した公共施設の木質化について取り組み、地域経済への貢献を図ります。

今後は作業道などの基盤整備支援、地元産材の消費拡大などに引き続き取り組んでいくとともに、海外を含む販路の拡大を図ります。また、乾燥材供給体制や未利用の林地残材を活用した木質バイオマス資源活用など、森林の多面的な利活用、商品化、採算性、持続的可能性を意識しつつ、今後の本町林業の展開の多様化を模索します。

また、農林業を核とした新たなビジネスモデルの構築を目指す事業者に対して支援策を講じるほか、企業の研修・CSR 活動の誘致、余暇を楽しむ場などの提供により、地域産業を活性化させ雇用を創出します。

担い手確保の対策としては、農業研修生制度を充実させるほか、栽培技術が確立し市場の評価が高いトマトの産地強化に向けた選果場の更新や技術の継承など、生産者の新陳代謝を図ります。水稲は県内随一の良食味米産地を維持するため、ほ場整備を含めた農業基盤整備や省力化・スマート化を進め、若者に対してこれまでの農業イメージを変える取り組みを行い、農業参入の推進を図ります。

林業の担い手は、にちなん中国山地林業アカデミーを中心に、様々な林業分野で活躍できる人材の育成を図り、更なる素材生産の拡大と将来に渡り森林が循環していく林業を目指します。

さらに、本町が誇る雄大な自然を老若男女問わず身近に感じられ、自然保護意識の高揚を図るための取り組みを進めていきます。

鳥獣害の防止については、「日南町鳥獣被害防止計画」に基づき、広域的な侵入防止柵の設置に支援を行うなど、集落単位での住民参加型被害対策を進め、効果的な防止を図ります。また、捕獲活動への支援も引き続き行っていきます。

**イ　商工業等**

商業は、地域に密着した商店の廃業などにより、買い物をはじめとする生活環境が悪化し、いわゆる「買い物難民」が生じています。これら課題の解決のため、商工会などの関連団体や事業者、公共交通と連携しつつ、地域の高齢者などを対象とした「移動販売支援」などの充実や、地元産品を地域で購入・消費できる仕組みづくりなどに取り組んでいきます。また、デジタル地域通貨を活用することにより、地域内での経済循環の促進と域外からの消費活動の取り込みを図り、持続可能なまちづくりを目指します。

工業においては、本町の特性を生かした企業誘致や支援に引き続き積極的に取り組むこととし、必要に応じて工業立地のための環境・基盤整備及び人材の育成を行うとともに、各種優遇措置により支援していきます。また、豊かな自然環境と充実した情報基盤を利用した、「ここでしかできない」新たなビジネスモデルを提案し、企業誘致を目指します。起業あるいは業態転換の希望者については、県施策なども活用しながら積極的な支援を実施していきます。

慢性的な人手不足の解消策として、多様な価値観・生活スタイルを仕事と両立できる職場づくり（ワークライフバランス推進）を積極的に支援し、潜在的な労働力の掘り起こしを行うとともに、こども園・小学校の早い段階で町内の仕事に触れる機会をつくり、町内企業への関心を高め、子どもたちが将来町内で働く意欲を育んでいきます。また、高齢者の短時間就労の仕組みづくりなど、商工会や関係機関と連携し進めていきます。

**ウ　観光又はレクリエーション**

観光産業は、近年の観光ニーズの多様化に伴い、これまでの「通過型」から地域の特色ある資源やおもてなしなど、いわゆる「着地型観光」志向が注目されており、本町のような突出した観光資源がない町からも、地域と連携し工夫を凝らした企画や情報発信によって魅力ある観光産業づくりが可能となる時代となってきました。

また、観光施策を展開していくうえで宿泊施設の確保は欠かせません。町内の宿泊施設に加え、空き家を活用した民泊事業の展開なども同時に検討することにより、着地型観光を目指します。

今後、観光振興計画を策定して、次の取り組みを進めていきます。

①民間及び地域の活力の発揮を基本としながら、体験型観光などの特色ある観光資源の商品化、特産品の共同ブランド化、オリジナルキャラクターの活用、情報発信の方法に工夫を重ね、支援していきます。

②「まち・むらづくり協議会」間の連携や周辺地域との連携を支援し、広域的な観光ルートの提案に努めます。

③エコツーリズムの精神に則り、自然環境や観光資源の保全や観光ルートの整備に取り組みます。

④「通過型」から「着地型」観光へと発展させるため、町内の観光資源をつなぎ合わせることにより、魅力的な観光地としてICT技術を活用し情報発信していきます。地域資源の価値を再認識し日南町独自のエコツーリズムを推進します。

⑤日南町観光ガイドの養成及び活用を支援します。

⑥町民のレクリエーションの場、交流・憩いの場といった利用ができる公園等の整備について検討していきます。

⑦本町の森と水の豊かな自然環境に誇りを持ち、保全・継承の意識醸成を図ります。また、その自然環境を地域振興や観光振興に活かすとともに、保全活動の取り組

みを推進・支援します。

⑧空き家を活用した民泊事業等を展開する事業者・個人を支援し、観光宿泊者が町外へ流出することを抑制します。

また、町内にある山村振興施設の収益性を向上させるための対策として、合宿誘致を目的に施設に付随するグラウンドの芝生化及びその管理を行うほか、施設の指定管理者が行う施設の機能強化に対する補助を行います。

## （3）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ２　産業の振興 | （１）基盤整備<br>農　　業 | 基盤整備事業負担金 | 県 | |
| | | ため池整備事業<br>（改修・修繕・廃止） | 町 | |
| | | トマトハウス団地造成事業<br>（ハウス団地の整備を支援することによって、地域における農業の生産額拡大や担い手の育成を図る。） | 町 | |
| | | 畜産団地整備事業 | 町 | |
| | 林　　業 | 公有林整備（保有管理等） | 町 | |
| | | 合板・製材生産性強化支援事業 | 町 | |
| | | 林業成長産業化対策事業 | 町 | |
| | | 町産材加工施設改修事業 | 町 | |
| | （３）経営近代化施設<br>農　　業 | 農業機械導入補助 | 町 | |
| | | トマト選果場整備事業<br>（老朽化したトマト選果場の新築・改修に係る事業費の一部を助成し、トマト産地の振興を図る。） | 町 | |
| | | 農産物等乾燥調製施設支援事業 | 町 | |
| | | 畜産振興対策事業 | 町 | |
| | 林　　業 | 高性能林業機械導入補助 | 町 | |
| | | 苗木生産体制強化事業 | 町 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 公共施設の木質化事業 | 町 | |
| | (5)企業誘致 | サテライトオフィスいちょうトイレ洋式化事業 | 町 | |
| | | 公共施設の基盤整備(条例における町の便宜供与) | 町 | |
| | (7)商　　業<br>共同利用施設 | 生山駅賑わい創設整備事業 | 町 | |
| | | 中心地域整備事業<br>(隣接地等整備) | 町 | |
| | (9)観光又はレクリエーション | 観光･レクリエーション施設整備(公園・遊歩道・キャンプ場など) | 町 | |
| | | 歴史・産業遺産施設整備等<br>(たたら跡地、鉱山跡、旧家等) | 町 | |
| | | キャンプ場整備事業<br>(着地型観光の一つとして、既存の町内キャンプ場を整備管理し、多くの人を取り込む。また、道の駅周辺に RV パークなどを整備し、多様な観光形態を実現し、交流人口の増加を目指す。) | 町 | |
| | | 眺望確保事業<br>(既存管理している、８ヶ所の山、滝などの整備を行う。) | 町 | |
| | | 山村振興施設機能強化事業 | 町 | |
| | | 山村振興施設の芝生化事業<br>(給水設備・散水設備の整備) | 町 | |
| | | 芝の管理に係る機械導入 | 町 | |
| | (10)過疎地域持続的発展特別事業<br>第１次産業 | 新規就農者ハウス等整備助成<br>(就農の際の初期投資に係るハウス等整備に対する助成を行う。) | 町 | |
| | | 担い手規模拡大集積助成事業<br>(担い手農家への農地集積を促進し、遊休農地の減少と特定農業団体の育成を図る。) | 町 | |
| | | 農業者支援補助事業<br>(農機具等の導入費に対し一部助成を行うことで、農業者の生産意欲拡大を図る。) | 町 | |
| | | 担い手育成対策事業<br>(農業法人等が新たに就業者を雇用した場合に社会保険料を助成し、農業経営の安定化と福利厚生の充実を図る。) | 町 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 収入保険制度支援対策事業<br>（様々な要因の農業収入の減少に備える「収入保険」への加入を促進し、農業従事者の経営の安定を図る。） | 町 | |
| | | 野菜等振興補助事業<br>（農産物の産地として更なる発展のため、生産者に対して種苗代等を助成し農業の振興を図る。） | 町 | |
| | | トマト選果場利用促進事業<br>（出荷者に対し選果場利用料の一部を補助することによって、利用と供給量の増加を促し農業の振興につなげる。） | 町 | |
| | | 畜産振興対策事業<br>（町内畜産農家の生産基盤強化を図る。） | 町 | |
| | | 雌牛導入奨励事業<br>（和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る。） | 町 | |
| | | 原木価格安定対策事業<br>（木材加工流通業者の仕入れ価格を軽減することで、林業関係者の経営安定を図る。） | 町 | |
| | | ゆうきまんまん構想堆肥助成事業<br>（町内産堆肥の利用による減農薬・減化学肥料、有機多投型栽培の普及を図り、安心・安全な野菜・水稲等の農産物の生産振興に資する。） | 町 | |
| | 商工業・６次産業化 | 特産品ブランド化事業<br>（現在の特産品である一次産品から新たな日南ブランドの特産品をつくり販売することによって、農業を含めた産業の振興を図る。） | 町 | |
| | | キャッシュレスシステム運用事業<br>（地域内での経済循環をより促進させ、地域の活性化につなげていくことを目的として、町独自のキャッシュレスシステムを運用し、持続可能なまちづくりを目指す。） | 町 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 小規模事業者経営改善資金利子補給事業<br>（日本政策金融公庫が取り扱う融資制度のうち、『小規模事業者経営改善資金（マル経融資）』に係る資金利子の一部を助成する。） | 町 | |
| | | 社員住宅改修費支援事業<br>（空き家の利活用と町内企業の雇用促進を図るため、町内施工業者を活用して改修した住宅に従業員を入居させた事業者に対して補助を行う。） | 町 | |
| | | にちなん食のバザール補助事業<br>（日南町で生産される農産物や農産加工品等の販売機会の拡大、地産地消の推進及び食を中心とした誘客による交流人口増加を図る事業の実施に要する経費を交付する。） | 町 | |
| | | 移動販売運営支援事業<br>（買い物が困難な町民の生活環境を維持・確保するため、町内で移動販売を実施する事業者に対し経費の一部を支援する。） | 町 | |
| | 観　　光 | 観光ガイドボランティア育成への支援<br>（観光ガイドボランティアを育成、活用し、町の交流人口拡大を図る。） | 町 | |
| | | 観光ガイドブックの作成<br>（町の紹介冊子などを作成し、観光客誘致と情報発信を図る。） | 町 | |
| | | 産業遺産の活用に向けた学術調査事業<br>（産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法などを調査する。） | 町 | |
| | | 観光情報発信事業<br>（観光を産業振興として取り組む中で、戦略的な情報発信を行う。） | 町 | |
| | | 古民家活用体験事業<br>（町内に複数残る古民家を拠点として、本町の最大の観光資源である「自然」、「農」を活用し | 町 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | た体験型観光メニューの開発などを行う。） | | |
| | | 観光･エコツーリズム促進事業（点在している観光資源をつなぐツアーづくりを行い、観光客を取り込む。） | 町 | |
| | | 空き家リノベーション補助事業（空き家を活用した民泊・農泊事業を実施する団体に補助し、町内での滞在時間を増やす。） | 町 | |
| | | サイクリングロードの整備（ナショナルサイクルロードに向け、町内の魅力的なサイクルロードを整備し、交流人口の増加を目指す。） | 町 | |
| | | サイクルロゲイニング運営委託事業（町内観光の新たな手段として、サイクリングを取り入れた、商店の利用促進の向上と、交流人口の増加を目的としたサイクルイベントを実施する。） | 町 | |
| | | 山村振興施設魅力化事業 | 町 | |
| | | 名車ミーティング委託事業 | 町 | |
| | 企業誘致 | 日南町企業立地奨励条例（一定規模の投下資本額又は常勤雇用がある工場等の新増設のための土地取得費又は借地料を補助する。） | 町 | |
| | | 企業支援対策（補助交付、貸付金、機器リース助成）（企業等の誘致や新たな起業の活性化を図るため、助成金や貸付け等を行う。） | 町 | |
| | その他 | 日南町「ショートタイムワーク」運用事業（事業所や個人からの短時間の求人ニーズと、個人の空き時間やスキルを活かしての短時間就業の希望をつなぐ仕組みづくりを目指す。） | 町 | |
| | | ワークライフバランス推進事業（仕事と生活の調和を目指した取り組みを支援し、人手不足の | 町 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 解消を図る。） | | |
| | | おしごとフェア委託事業<br>（こども園・小学校の早い段階で仕事に触れる機会をつくり、町内企業への関心、働く意欲の創出を図る。） | 町 | |

（4）産業振興促進事項

（ⅰ）産業振興促進区域及び振興すべき業種

本町における産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種は、次のとおりとします。

| 産業振興促進区域 | 業　　種 | 計画期間 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 日南町全域 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和３年４月１日～令和８年３月 31 日 | |

（ⅱ）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）、（３）のとおりです。

また、産業振興において自治体間の広域な連携が必要な施策については、連携自治体それぞれの資源や機能などを活用し、幅広い分野で相互の連携協力に努めます。

## ４　地域における情報化

（1）現況と問題点

情報基盤については、令和元年度から令和２年度にかけて行った日南町タウンズネット光化事業（FTTH 化）により、各世帯までのブロードバンドとテレビの視聴環境は整備したところです。高速インターネットやケーブルテレビによる多チャンネルサービス、地域チャンネルによる議会中継などの行政情報や地域の話題の提供など、これまで整備した情報基盤は住民生活に欠かせないものとなっています。

電波を介した通信技術の最新世代である 5G については、映像等大容量データのダウンロードの短縮化、ほぼ時間差のないデータ伝送による円滑な機械間通信などが可能となり、Society5.0 時代に向けて様々なシーンでの活用が期待されます。既に都市部ではエリアが拡大しつつある 5G に対する利用者の期待は大きく、なおかつ地方創生の鍵の一つとなり得る存在であり、本町においてもローカル 5G の活用に向けて、関係団体と一丸となって関係機関へ働きかけていきます。

一方で、複数の集落は未だ携帯電話不感地域となっており、引き続き光ファイバー芯線の携帯電話事業者への貸し出しや、国の補助事業などの活用により、携帯電話不感地域を解消するとともに、居住地域以外の屋外における不感の解消も必要で、情報格差の是正を進めていかなければなりません。

今後、タウンズネット情報基盤を更に活用した行政情報サービスの向上や、災害に強い多様な情報連絡体制などの課題について対策が必要です。

### （2）その対策

令和３年度に策定した「日南町情報化推進計画」に基づき、情報の分野でも持続可能なまちづくりの実現を目指します。町民自らが必要な情報を速やかに的確に受け取ることができ、活用・課題解決のできるまちを目指し、スマート社会における町民ニーズに合った行政サービスとデジタル技術やデータを活用して、住民生活の利便性向上を目指します。デジタル技術や AI の活用（議事録の自動作成・チャットボット、OCR など）により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に振り替えていき、デジタル関連企業やサテライトオフィス誘致などによる新たな雇用の創出を目指します。また、携帯電話不感地域の解消に向けて関係機関との調整を図ります。

さらには、屋外広域無線通信環境の構築により、高齢者や子どもの見守り、災害発生時における情報の確実な提供、観光振興及び交通機関の利用促進など、安心・安全に生活できるまちづくりを推進します。

### （3）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ３　地域における情報化 | （１）電気通信施設等情報化のための施設<br>通信用鉄塔施設 | 携帯電話不感地域解消事業 | 町 | |
| | 防災行政用無線施設 | 行政防災無線施設維持管理 | 町 | |
| | その他の情報化のための施設 | 災害に強い情報化のための施設整備 | 町 | |
| | | 屋外無線環境整備事業 | 町 | |
| | | 行政サービスのデジタル化事業<br>（AI・RPA などの導入） | 町 | |
| | | 番組自動送出設備購入事業 | 町 | |
| | | HFC 施設撤去及び既設電柱廃止設計管理業務事業 | 町 | |
| | | CATV 用ビデオカメラ整備事業 | 町 | |
| | （２）過疎地域持続的発展特別事業<br>情　報　化 | 行政情報発信事業<br>（現在、主に行政ウェブサイトだけとなっている情報発信手段に、SNS、地域チャンネルを効果的に活用し、より多くの方 | 町 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | に情報が届く手法を検討し情報発信のできる環境を整備する。） | | |
| | | DX 人材育成事業<br>（先頭に立って DX を牽引できる人材を育成するため、定期的にデジタル技術について学習できる環境を作るとともに、e スポーツイベントなどデジタル技術が体験できる場づくりを行う。） | 町 | |

## ５　交通施設の整備、交通手段の確保

### （１）現況と問題点

#### ア　道路

鳥取県の 10 分の１を占める約 340.96 ㎢の面積を有する本町は、町内全域に小集落が点在する地理的特質上、町道の総延長は 240.7 ㎞と県内の他町村と比べても長く、その維持管理が課題となっています。町道は、集落の生活道路及び基幹道路へのアクセス道路として重要で、引き続き整備に努める必要があります。

また、本町は中国山地の中央に位置し、鳥取県の主要都市である米子市から他県、他県から米子市へのアクセスの要所となっています。そのため、広島市と米子市を結ぶ国道 183 号や、岡山県新見市と本町を結ぶ主要地方道新見日南線、島根県奥出雲町と本町を結ぶ一般県道印賀奥出雲線などの県境をまたぐ道路は、圏域の経済・生活・交流の流れを支える交通基盤として重要な役割を果たしています。昨今頻発するゲリラ豪雨や台風などの影響による幹線道路の通行止めに備えて、町道による迂回ルートの構築・確保が重要性を増しています。また、豪雪地帯である本町においては、冬期間における安全で円滑な交通確保が必要です。

町道は、令和３年４月１日現在で、実延長 230.4 ㎞、改良済 149.5 ㎞（64.9%）、舗装済延長 192.8 ㎞（83.7%）です。改良率・舗装率ともに県内平均（鳥取県市町村道改良率 64.9%、舗装率 89.9%）を若干下回っており、早急に改良・舗装しなければならない路線があります。また、橋りょう・舗装・トンネル・法面などの道路施設については、現状を把握し、第三者の被害を防止するため、年次的に修繕計画を作成して対処する必要があります。

このほか、本町の基幹産業である林業においては、現在本格的な伐期を迎えており、伐採搬出のための基幹的林道の整備が必要となっています。

#### イ　公共交通機関

本町には JR 伯備線の生山駅と上石見駅の２つの駅があり、特に生山駅は高校生の通学利用のほかに、特急電車の停車駅であるため近隣の町や県外からの利用者も多く、

地域にとって重要な役割を担っています。より利用しやすい駅にするため、JR をはじめ関係機関と連携しながら、様々な調整を図る必要があります。

鳥取県の 10 分の 1 という広大な面積を有する本町では、生活バス路線の確保のため、平成 16 年 10 月から市町村有償運送による町営バス運行を開始し、平成 21 年度からは小学校統合に伴う通学バスとしての役割のほか、従来のバス路線の空白地域などを対象としたデマンドバス運行を開始しました。

そのほか、生山・霞地域では、駅や病院、公共施設、ショッピングセンターなどを経由する巡回バスの運行、多里地域では、NPO が運行主体となった過疎地有償運送にも取り組んでおり、利用者の利便性の向上に努めています。

しかしながら、住民の高齢化や人口減少が進んでおり、それらに対応するため運行体制を再構築し、持続可能なバス運行を実現する必要があります。

## （2）その対策

### ア　道路

町内生活路線網の計画的な改良に努め、通学エリアの道路改良や除雪対策も引き続き推進します。また、道路施設の現状把握と修繕を順次行い、通行者への第三者被害を防ぎます。

このほか、必要な林道を順次整備及び維持修繕していきます。

### イ　公共交通機関

JR の駅については、JR の管理を基本としながら、施設の利便性の向上を促進し、本町のみならず沿線市町村や地域と連携し、各地域が持つ観光素材を前面に出した誘客促進を図ります。

町営バスについては、県の運行補助制度を活用しながら運行体制の維持に努めます。町内全域において地域公共交通の更なる充実と同時に、将来人口予測に照らしあわせ、既存の町営バス路線、デマンド型運行の再編、ドア・ツー・ドア運行などの共助交通を含め、地域の実情にあった継続可能で効率的な公共交通体系の構築を行います。

また、町民が安心してバスを利用するため、計画的な運行車両の更新や、県境を跨いだ広域バス路線の利便性の向上に向けた取り組みも行っていきます。

## （3）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 4　交通施設の整備、交通手段の確保 | （1）市町村道<br>道　　路 | 霞福塚線改良<br>L=320m、W=5.5(7.0)m | 町 | |
| | | 大菅阿毘縁線改良<br>L=800m、W=5.5(7.0)m | 町 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 古市佐木谷線改良<br>L=300m、W=5.5(7.0)m | 町 | |
| | | 生山印賀線改良<br>L=800m、W=5.5(7.0)m | 町 | |
| | | 福万来佐木谷線改良<br>L=700m、W=5.5(7.0)m | 町 | |
| | | 佐木谷虫尾線改良<br>L=200m、W=4.0(5.0)m | 町 | |
| | | 日南中学校線改良<br>L=90m、W=5.5(9.0)m | 町 | |
| | | 立石吉鈩線改良<br>L=300m、W=4.0(5.0)m | 町 | |
| | | 田ノ原線改良<br>L=400m、W=5.5(7.0)m | 町 | |
| | | 霞福塚線(白谷工区)改良<br>L=350m、W=5.5(7.0)m | 町 | |
| | | 旧新屋線改良<br>L=250m、W=4.0(5.0)m | 町 | |
| | | 北の原権現線補修<br>L=700m、W=4.5(5.5)m | 町 | |
| | | 舗装修繕<br>(霞福塚線ほか19路線) | 町 | |
| | | 法面修繕<br>(日南病院線ほか10路線) | 町 | |
| | | 盛土修繕 | 町 | |
| | | 路肩修繕 | 町 | |
| | | トンネル修繕<br>(三国山線) | 町 | |
| | | 町道落石危険防止対策事業 | 町 | |
| | | 通学路安全対策事業 | 町 | |
| | | 道路構造物修繕 | 町 | |
| | 橋りょう | 橋りょう修繕<br>日南町橋梁長寿命化修繕計画 | 町 | |
| | (2)農　　道 | 農道保全整備<br>(改良・修繕・橋りょう修繕・トンネル修繕) | 町 | |
| | (3)林　　道 | 林道内方線改良新設<br>L=2,051m、W=3.0(4.0)m | 町 | |
| | | 県営林道窓山線整備事業<br>L=26,261m、W=3.0(4.0)m | 県 | |
| | | 林道船通山線法面対策事業 | 町 | |
| | | 林道保全整備<br>(新設・改良・修繕、橋梁修繕) | 町 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 船通山林道ほか 41 路線 | | |
| | (６)自動車等<br>自 動 車 | 町営バス購入(８台) | 町 | |
| | (８)道路整備機械等 | 除雪機械整備 | 町 | |
| | | 集落除雪用除雪機械整備 | 町 | |
| | (９)過疎地域持続的発展特別事業<br>公共交通 | 県境を跨いだ広域バス運行への補助<br>(バス路線への運行助成を行い、地域交通の確保を図る。) | 町 | |
| | | バス停設置助成 | 町 | |
| | (10)そ の 他 | 町営バスドア・ツー・ドア化に伴う各種整備事業 | 町 | |
| | | 町営バス待合所の整備 | 町 | |

## ６　生活環境の整備

### （１）現況と問題点

#### ア　廃棄物処理

2020 年に国は、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。本町も温室効果ガス排出時実質ゼロを目指す「2050 年ゼロカーボンシティ」を令和３年３月に表明しています。エネルギー政策の見直しを踏まえたエネルギーシフトの取り組みや、エネルギー・資源使用の一層の効率化などによる温室効果ガス削減の新たな目標達成、循環型社会の実現、豊かな自然環境の保全など、本町が目指すべき持続可能な社会の実現に向けて、更に一層の取り組みが必要な状況にあります。

こうした快適な生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた生活様式や経済体制を見直し、「廃棄物を生まない循環型社会」を形成していかなければなりません。近年、ごみ減量化の取り組み及び人口減少の影響もあり、ごみの排出量は減少傾向にありましたが、直近では横ばいの状態になっています。鳥取県が進める４つの R、Refuse（リフューズ：断る）、Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用する）、Recycle（リサイクル：再利用する）を参考に、ごみ発生の抑制とごみ資源の循環を図ります。

また、鳥取県西部広域行政管理組合では、将来の人口減少や地球温暖化などに対応し、リサイクルや温室効果ガスの抑制ができるごみ処理体制を構築するため、圏域である２市６町１村の可燃ごみ処理施設の建設計画にあわせて、不燃ごみ処理施設、最終処分場、中継施設の整備を進め、令和 14 年度の稼働を目指しています。新たな広域処理施設の完成までは既存施設の延命化を図るべく、施設の維持管理を行う必要があ

ります。今後は、効率性・利便性など総合的な見地から持続可能な地域のごみ処理のあり方について、引き続き検討を重ねていく必要があります。

広大な町土に展開する豊かな自然とその恵みを次世代に継承していくためには、社会全体を環境負荷の少ない持続可能な社会に変えていくとともに、日野川流域の市町村や地域貢献支援事業を展開する鳥取大学などと連携しながら資源の浪費を抑え、ごみの適正な処理により自然環境を保全・活用していく必要があります。

### イ　給水施設及び下水処理施設

上下水道は、上水道で普及率が 72.7%、下水施設で整備率 80.1%となっています。今後も散在する小規模集落等に対応した給水施設や浄化槽の整備を継続して行っていく必要があります。さらに大田原地区など中心地域整備事業、定住促進事業に必要となるライフラインの確保に努める必要があります。

今後の上下水道事業に係る維持管理費の増加や公債費償還に対応するため、公営企業会計法適用による持続可能な経営形態を構築することが課題となっています。

### ウ　住宅整備

公営住宅については、町営が 10 団地 77 戸、県営が２団地 15 戸整備されていますが、経年劣化が進んだ住宅もあり、入居者の高齢化も目立っています。一方、近年の福祉・木材事業所等での若年層の雇用増加による住宅需要への対応が困難な状況も生じており、定住の基本施策として現状のニーズにあった住宅の整備が求められています。

### エ　消防救急施設

消防組織体制は、鳥取県西部広域行政管理組合で組織する常備消防を中核に、非常備公設消防と自衛消防により編成されています。鳥取県西部広域行政管理組合における行財政改革の取り組みにより消防・救急体制が集約化・効率化される中、地域の非常備消防及び自衛消防の必要性が高まる一方で、各地域で昼間居住者の高齢化が進み、初期消火能力の低下など、今後の消防・救急体制の確保・維持が懸念されています。

### オ　空き家の利活用や老朽危険家屋等の除却の促進

本町は、高齢単身世帯（65 歳以上の単身世帯）579 世帯と、高齢者だけの世帯（65 歳以上のみで構成する世帯）390 世帯を合わせた 969 世帯（令和３年調べ）は、町内の全世帯に占める割合の約 50%に達している状況などから、今後も空き家の増加が見込まれます。

こうした状況の中で、適正に管理されず放置された空き家や、倒壊のおそれがある老朽危険家屋などにより、地域の住民生活や景観への影響が問題となっています。そのような物件に対しては、地域とともに行政も問題解決に向けた積極的な関与が求められています。

本町ではこのような空き家問題に対して、「空き家情報活用制度（空き家バンク）」による空き家の利活用や、「老朽危険家屋等解体撤去補助金」による空き家の除却を促進する事業を行っています。

空き家バンクでは、平成23年度から令和２年度までの10年間で94件が売買・賃貸契約に至りました。令和２年度末現在で102件が紹介対象物件として登録されています。しかし、修繕が必要ですぐに入居できない物件が多く、機会を逸し利用に結びつかない状況が多いのが現状です。

また、平成27年度に施行された「空き家対策特別措置法」に基づき、空き家対策協議会を設置して「日南町空き家等対策計画」を策定したほか、老朽家屋等解体撤去に係る固定資産税の減免措置を実施するなど、非居住性家屋の適切な管理・処分を促す体制づくりに努めていますが、相続登記が進まないなど様々な課題も抱えています。

### （２）その対策

#### ア　廃棄物処理

平成２年度に竣工した清掃センターは、平成13年度に基幹改良工事を行ったものの老朽化は進んでおり、延命化には定期的な修繕工事が必要です。また、ごみの排出を抑制し、生ごみ、布類、プラスチック類などの再資源化についての処理体制の整備を促進し、町民及び事業者の積極的な参画を得ながら、資源化やリサイクルを推進し、広域処理や民間での再資源化など、適正かつ効率的なシステムを構築します。

#### イ　給水施設及び下水処理施設

簡易水道は、既存施設の適正な維持管理、基幹改良などによる飲料水の安定供給に努めます。また、散在する小規模集落などの未普及地域に対応した家庭用水施設整備推進事業補助制度を継続していきます。

農業集落排水処理施設整備区域においては、接続率の向上に努めるとともに、施設の適正な管理・基幹改良により汚水処理を維持します。未整備地区においては、浄化槽設置の整備を推進し普及率の向上による生活排水対策に努めます。

また、中心地域整備事業をはじめとする各種施設整備に伴う簡易水道施設及び農業集落排水処理施設への接続工事を実施します。

上下水道事業は令和元年度から公営企業会計に移行しました。上下水道のより効率的な維持管理と適切な料金設定の検討を行いつつ、持続可能な経営形態を目指します。

#### ウ　住宅整備

住宅需要は、近年の農業研修生や林業アカデミー関係者など新たなニーズやIJターンに対応できる空き家活用など多様化しており、これに対応する住宅の確保は人口の増減や商業の振興に直接関わる課題でもあることから、未利用町有地活用や空き家活用推進など民間事業者の参入等も含め、定住促進の視点からも検討していく必要があ

ります。

定住促進のための支援を行い、町内の住宅関連産業の活性化を図りながら町民の住環境の向上に努めていきます。

### エ　消防救急施設

消防施設については、公設消防団の消防車の更新を行うとともに、経年劣化が進んでいる自治会委託の消防ポンプの更新と軽量化や消火栓などの整備にも取り組み、初期消火能力の維持に努めます。また、集会所など地域の防災拠点の整備も進めます。

### オ　空き家の利活用や老朽危険家屋等の除却の促進

空き家の所有者・管理者に対して、適正管理に係る意識啓発や指導を行うとともに、利活用可能な空き家については移住定住の受け皿や地域活性化の拠点施設としての提供・利活用を促します。

空き家の利活用については、各地域振興センターなどの関係機関と連携し、所有者に対し既存の各種補助制度を分かりやすく紹介するよう努めます。また、行政自らが空き家改修をできるように検討するとともに、UIJ ターン希望者に向けた情報発信や具体的な住まいの紹介を進めていきます。

老朽危険家屋については除却を促すことにより、地域の安全や生活環境の維持保全を図っていきます。空き家が所有者不明となる問題は、相続登記が進まないことに起因しています。相続登記が進まない原因の一つに登記費用の負担感があります。登記費用を助成することで、不動産の利活用、納税者の確定、地籍調査の進捗、老朽危険家屋やそれにまつわるトラブルの責任の所在が明らかになるなど、多くの諸課題に対応することが可能になると考えます。また、相続登記の法的義務化の議論が進んでおり、状況の改善につながることが期待されます。あわせて、鳥取大学など研究機関と協力して、空き家などの不在村（町）地主問題の解決策を検討していきます。

### カ　火葬場

鳥取県西部広域行政管理組合で管理運営を行っている火葬場「桜の苑」は、供用開始から 30 年を経過したことから、令和３年３月に大規模改修工事を終えたところです。今後は更なる住民サービスと福祉向上を目指して、令和３年度から指定管理者制度を導入し、運営を行います。

## （３）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ５　生活環境の整備 | （１）水道施設<br>簡易水道 | 簡易水道統合整備事業 | 町 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 家庭用水施設整備推進事業 | 町 | |
| | その他 | 給水施設整備事業 | 町 | |
| | （２）下水処理施設<br>農村集落排水施設 | 農業集落排水処理施設整備事業 | 町 | |
| | | 浄化槽市町村整備推進事業 | 町 | |
| | （３）廃棄物処理施設<br>ごみ処理施設 | 清掃センター設備改修 | 町 | |
| | | 清掃センター備品整備 | 町 | |
| | | 可燃・不燃ごみ処理施設整備事業 | 西部広域 | |
| | し尿処理施設 | 汚泥再生処理センター改修 | 三町 | |
| | そ の 他 | 最終処分場整備事業 | 西部広域 | |
| | （４）火 葬 場 | 桜の苑大規模改修負担金 | 西部広域 | |
| | （５）消防施設 | 可搬消防ポンプ B3 級（９台） | 町 | |
| | | 耐震性貯水槽整備（２基） | 町 | |
| | | 公設消防車（２台） | 町 | |
| | | 消火栓（15 基） | 町 | |
| | | 集会所等の整備助成 | 町 | |
| | （７）過疎地域持続的発展特別事業<br>生　　活 | 住宅改修助成事業<br>（住宅改修費の一部に助成し住宅環境を改善することで、空き家・廃屋を未然に防ぐとともに、空き家の撤去を行い安心安全な景観をつくる。） | 町 | |
| | | 空き家情報活用制度登録物件改修事業費補助金<br>（住環境の向上を図るための住宅改修及び取得に係る経費の一部を補助することにより、良質な登録物件及び町民の安全・安心かつ、快適な住環境の実現を目的とする。） | 町 | |
| | | 空き家家財道具等処分補助金<br>（日南町空き家情報活用制度への登録促進及び移住希望者の移住が円滑に行えることを目的とする。） | 町 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 空き家・廃屋対策事業<br>(家屋撤去等を援助することにより、空き家・廃屋の適切な管理を促し、地域の生活環境の保全を図る。) | 町 | |
| | | 日南町いきいき定住促進条例<br>(住宅等補助金)<br>(住環境の向上を図るための住宅改修及び取得に係る経費の一部を補助することにより、良質な登録物件及び町民の安全・安心かつ、快適な住環境の実現を目的とする。) | 町 | |
| | | 賃貸住宅建設促進事業<br>(不足する住宅確保を行い、集落の維持を図るため、賃貸住宅を整備する者が建設資金の借入れを行う際の利子助成を行うことで建設を促す。) | 町 | |
| | 防災・防犯 | LED 省エネ型防犯灯設置補助事業(夜間における犯罪の防止及び通行の安全を図るため、環境にやさしいLED型の防犯灯を設置する自治会及びまちづくり協議会に対して設置費の補助支援を行う。) | 町 | |

## 7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### （1）現況と問題点

#### ア　高齢者福祉

住民基本台帳によると、65 歳以上の人口は平成 26 年８月末の 2,462 人をピークに減少に転じており、令和５年３月末現在で 2,179 人となっています。全体の人口も減少しているため、高齢化率は 53.6%まで上昇しました。75 歳以上人口も平成 23 年度以降減少に転じています。今後は、65 歳以上人口、75 歳以上人口とも減少する見込みです。85 歳以上人口については令和５年３月末現在で 690 人となっており、令和２年をピークに横ばいとなっています。

平成 27 年と令和２年の国勢調査を比較すると、65 歳以上の人がいる高齢者世帯は 1,518 世帯（一般世帯の 78.7%）から 1,370 世帯（同 76.8%）、高齢者夫婦のみの世帯は 352 世帯（一般世帯の 18.3%）から 333 世帯（同 17.0%）、高齢者単独世帯は 447 世帯（一般世帯の 23.2%）から 424 世帯（同 23.7%）と、世帯数はいずれも減少しています。しかし、世帯数が減少する中、一人暮らしの高齢者の割合は増加しており、高齢者の孤独化が一段と進行し、家族介護力は一層低下してきています。

平成 12 年度から介護保険法が施行され、平成 12 年度には日南病院に一部介護型の

療養型病床群を併設しました（法改正により介護療養病床は令和５年度末で廃止されるため、令和６年度からは全て医療療養病床に移行予定)。また、平成 16 年には社会福祉法人日南福祉会が設立され、介護老人福祉施設「あかねの郷」とともに、町内の居宅介護サービス施設を指定管理により運営しています。平成 20 年度に認知症の介護に対応したグループホーム「虹の郷」（２ユニット、定員 18 人）を開所し、平成 22 年度には、グループホーム「あさひの郷」（２ユニット、定員 18 人）を開所しました。しかし、職員確保の難しさから平成 30 年７月末からはあさひの郷のみで運営しています。デイサービスセンターについても町内４ヶ所で運営していましたが、平成 31 年４月よりデイサービスセンターあかねの郷１ヶ所での運営となっています。あかねの郷短期入所生活介護についても、平成 23 年３月に９床増床し 19 床で対応していましたが、令和３年３月では、空床利用のみの対応となっています。新たな介護サービスとしては、平成 31 年４月から日南病院で通所リハビリテーションが開始されたほか、令和元年 12 月に住宅型有料老人ホーム「にちなんつくほ」、令和３年７月に住宅型有料老人ホーム「あかね荘」が開設されました。

全国的に介護職員の不足が課題となっている昨今、本町においても介護・看護職員の不足が深刻化しており、介護人材の養成と確保が喫緊の課題となっています。

また、設備・備品などについては開設以降の経年劣化のため、修繕や更新が必要となっています。

今後は、令和５年度策定予定の「第９期老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の保健福祉医療サービスの充実に努めるとともに、介護人材確保に努める必要があります。なお、平成 27 年度から介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでおり、高齢者の介護予防と日常生活支援、地域での「支え愛（支え合い)」の仕組みづくりに努めています。

### イ　障がい者福祉

高齢化が進む本町にあっては、障がいのある方及び支援者の高齢化が顕著であり、「親亡き後の生活の安定」が喫緊の課題となっています。今後も引続き地域で生活していくには、高齢の障がいのある方への支援や親に代わる支援が必要となります。想定される支援として、居宅介護等の在宅サービスの充実、グループホーム等生活の場の確保、相談などができる支援者の確保、自立した生活に向けての援助などが挙げられますが、現在本町における社会資源には限りがあり、これら全てに対応することができません。ほかにも、移動手段、緊急時の受入れ、障がい児福祉サービスの不足など、障がいのある方の生活においては様々な課題があります。

「地域でともに生きるまち」を実現するため、生活支援、就労、余暇支援といった社会資源の不足に対応する必要があり、町内外の事業所等との連携、誘致などの施策が求められています。

### ウ　子育て支援

近年 10 年間（平成 23 年から令和２年）の出生数は 10～30 人の間を推移し、平均 18.8 人となっており、本町が目指す人口増の目標よりも低く推移しています。

このような中、子育て支援を引き続き重点施策として、「日南町こどもゆめ基金」を活用した施策を更に充実させ、保育料の無償化、子育て支援センター事業や事業所内保育の充実、新たに母子健康手帳アプリの導入などに取り組んできましたが、人口減少には歯止めがかかりません。

今後も、「日南町子ども・子育て支援事業計画」と「第２期まち・ひと・しごと創生日南町人口ビジョン・総合戦略」に基づき、子育て相談機能の充実や日南病院の小児科医師診療日の拡充、ワークライフバランスを考慮した子育て支援策の充実などに向けた対応が一層求められています。同時に男女共同参画の啓発に努め、子育てをしながら男女がともに活躍できる町を目指します。

### エ　幼児教育

保育園は、平成 26 年度から本園と２分園による３園体制の中、３歳未満児の保育の充実に取り組むとともに、安心して子育てができるよう入所年齢の低年齢化への対応、発達の段階に合った適切な発達援助に努めてきました。保育園は令和３年度から教育委員会の所管となり、令和４年度からは幼保連携型認定こども園としてスタートしました。

日南町では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領をもとに、集団での育ちや個々の育ちを保障しながら、小・中学校との連携を図り、一貫した保育・教育を行うことを目指してきました。令和２年度には「日南町の子どもの教育在り方検討会」の答申が出され、「日南町園・小・中一貫教育ビジョン」や「日南学」など、「園・小・中一貫教育」の目標を同じくした取り組みを進めています。子ども一人ひとりが「ふるさとを愛し、豊かな人間性と生き抜く力、持続可能な未来を創造する力」を備えた主体的な社会の一員となれるよう、今後も家庭・地域と連携した取り組みが必要と考えます。

また、平成３年から８年にかけて建設された各園舎は 20 年以上が経過し、改修や設備の更新が必要になっています。

## （２）その対策

### ア　高齢者福祉

高齢者の状況については、令和２年頃が 85 歳以上人口のピークと考えていますが、90 歳以上の高齢者人口は令和７年頃まで増加すると予測しています。一人暮らしの高齢者の割合は増加しており、今後は介護サービスのニーズの前に、在宅の生活支援のニーズが増大するため、生活支援を担う支援者の確保が重要になります。サービスニーズを的確に捉えた生活支援体制・介護予防体制・介護サービス提供体制・地域での「支え愛」体制の充実に取り組み、第９期介護保険計画スローガン「町民みんなで支

え合って自分らしく暮らせる日南町（地域共生社会の実現)」を掲げて、次の５つの活動の柱・具体策を定めて取り組んでいきます。

①地域で助け合って暮らし続けることができるための、生活支援体制の整備

②高齢者の社会参加と健康づくり・介護予防の推進

③自分や家族が認知症になっても安心して暮らせる地域づくり【認知症施策の推進】

④人生の最期まで生きがいと尊厳を持って暮らせる体制整備と意識啓発

⑤地域で暮らし続けることができるための、在宅医療・介護の連携拡充と基盤整備（地域包括ケアシステムの充実)

また、介護人材の育成・確保については、介護系資格の取得を目指す学生に対して奨学金や介護福祉人材就職支援金を貸与するなどの取り組みを推進します。

### イ　障がい者福祉

本町では、令和５年度に「日南町障がい者プラン（第７期日南町障がい者計画・第７期日南町障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画)」を策定しました。この計画で定めた以下の４つの整備目標に基づき、住み慣れた地域で誰もが望む就労や社会参加ができるよう、施策の実現に取り組んでいきます。

①提供サービスの充実

共同生活援助、短期入所に対応できるよう、町内における居住施設や地域生活支援拠点（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ等）の充実に努めます。

また、既にある事業所も含め、人材確保や人材育成の支援を行い、障がいのある方及び支援者の不安解消を図ります。

②町内外のサービス事業所との連携強化及び誘致等

社会資源の少ない町内において、障がいのある方及び支援者がスムーズに障害福祉サービスにつながるよう、鳥取県西部自立支援協議会、日野郡障がい福祉関係者連携会議等を中心とした圏域での連携を図ります。

町内における社会資源整備のため、児童通所支援、移動支援をはじめとして、事業所の誘致等にも積極的に取り組みます。

③多様な情報媒体の活用推進

様々な情報提供手段を活用し、それぞれの障がい特性に配慮したわかりやすい情報提供に努めます。

④地域での理解促進、社会参加

「地域でともに生きるまち」の実現には行政の役割だけでなく、住民全体の障がいに対する理解や配慮が重要になります。住民全体の福祉力向上に向けて研修等の取り組みを強化します。文化・芸術、スポーツを通じた当事者の社会参加や、障がいへの理解促進に努めます。

### ウ　子育て支援

町の貴重な財産である子どもについて、安心して産み育てられる子育て環境の向上を目指し、「日南町こどもゆめ基金」を活用した相談支援事業の充実を図ります。また、町民のみならず移住定住推進施策にも大きく関わる新たな子育て支援ニーズにも対応できるよう、保育料の無償化継続や事業所内保育の充実、母子健康手帳アプリの導入など子育てしやすい環境整備に取り組んでいきます。あわせて、適切な医療受診の実現に向けた体制の充実、家庭における看護力向上を目指した支援も強化していきます。また、町内事業所に対し、子育てしやすい環境づくりをより一層推進していきます。

### エ　幼児教育

今後、こども園については、少子化や核家族化、保護者の就労形態の多様化など、養育環境の変化に伴い、多様な子育ての支援ができる相談センターとしての機能を充実させるとともに、就学前の保育・教育を一体と捉え、子どもの育ちの連続性を保障します。また、ふるさとを良く知り、愛着の持てる子どもに育つよう家庭・地域との連携やコミュニティ・スクールの充実と、相互に理解を深めた「園・小・中一貫教育」の強化を図ります。

また、楽しく学びながら SDGs を園児とともに意識しつつ、町の自然を十分に活かした特色ある保育・教育を展開するとともに、野外活動や地域での体験の充実にも努め、豊かな心と健全な身体の育成、学びの芽生えを育みます。

引き続き誰一人取り残さず子どもの最善の利益を保障するために、一人ひとりに寄り添う環境を整え、安心できる場所づくりを進めるとともに、一人ひとりの個性や背景の理解に努め、保護者や他機関と連携を図りながら、子どもの発達を保障する保育・教育、家庭支援を行います。

このほか、保育・教育施設の改修や設備の更新により、安心・安全な保育・教育環境の構築に取り組んでいきます。

## （3）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (2)認定こども園 | 施設の改修・更新 | 町 | |
| | | 総合遊具の整備<br>ツリーハウス・展望台の整備 | 町 | |
| | (3)高齢者福祉施設<br>高齢者生活福祉センター | 高齢者生活福祉センターの改修 | 町 | |
| | 老人ホーム | サービス付き高齢者向け住宅の整備 | 民間 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | そ の 他 | 高齢者福祉施設の改修 | 町 | |
| | | 高齢者福祉施設の設備機器更新 | 町 | |
| | | デイサービスセンターの整備 | 町 | |
| | （８）過疎地域持続的発展特別事業<br>児童福祉 | ワークライフバランス支援<br>（子どもの見守りを行うことで、仕事と家庭のバランスを保ち、子育てしやすい環境を目指す。） | 町 | |
| | | 家庭看護力向上支援事業<br>（診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する。） | 町 | |
| | | 在宅育児世帯支援事業<br>（親子の愛着形成と子育て環境の充実を図り、子どもの人口増加及び豊かで活力ある町づくりに資することを目的として、１歳から３歳までの児童を家庭で保育する世帯に経済的支援を行う。） | 町 | |
| | 高齢者・障害者福祉 | 介護福祉人材育成奨学金制度<br>（介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する。） | 町 | |
| | | 中山間地域介護サービス確保対策事業<br>（介護サービス事業者に対し助成を行うことで、経営の安定を図り、介護サービスの供給を確保する。） | 町 | |
| | | 障害者等外出支援事業<br>（バス利用が難しい障害者等にタクシー利用料の助成を行い、障害者等の日常生活の利便性向上と社会活動の拡大、地域の経済循環の向上を図る。） | 町 | |

## ８　医療の確保

### （１）現況と問題点

本町の医療体制は、町立日南病院が唯一の医療機関で地域医療の中核を担うほか、個人歯科医院１院があります。日南病院は現在、内科・外科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科・整形外科・皮膚科・リハビリテーション科の８科体制で、一般病床 59 床、療養病床 40 床（うち医療 28、介護 12）で運営しています。「町は大きなホスピタル」を院是に掲げ、在宅医療を柱に地域医療を展開しており、住民生活になくてはならない役割を担っています。

国の施策により令和５年度末をもって介護療養型医療施設が廃止になる状況の中、日南病院では経営コンサルティングを導入し、令和３年３月 31 日付けで「日南病院医療介護機能のあるべき姿に関する検討報告書」を取りまとめました。これにより、令和６年４月から、療養病床の介護療養病床は全て医療療養病床に転換します。

令和４年度無医地区等調査の結果、上萩山地区が無医地区に該当しました。日南病院の役割は今後更に重要となる中、医師や看護師をはじめとした医療スタッフの確保と育成が大きな課題となっています。また、更新の必要な医療機器の整備を進めていく中で、昭和 48 年に建築した基幹部分は約 50 年が経過し、毎年多額の修繕費を投じるも、もはや限界の域が近づいており、施設全体の将来的な構想を練っていく必要があります。

### （２）その対策

医療スタッフの確保対策として、医師住宅・職員住宅の整備、改修を行い、インターネットなどを利用したより積極的な情報発信により、医師・看護師など医療スタッフ確保のための取り組みを推進します。小児科の診療体制は、日野郡共通の課題としてその確保に努めます。また、臨床研修医を積極的に受け入れ、日南病院で地域医療の理解を深めてもらうことにより、総合診療医の確保・養成や日南病院の魅力向上に努めます。

地域医療の中核を担う病院として、施設の改修や高度医療に対応できる医療機器の整備に努め、電子カルテの連携活用なども検討しながら、過疎地域の課題である病院までの距離・時間を克服するための対策を推進します。また、ICT や AI 機器を用いた医療を展開することで、業務効率化による時間創出、多職種連携による医療の質向上、遠隔診療など多様なニーズに応える取り組みも同時に進めていきます。町内の無医地区においては、令和５年 10 月から月１回巡回診療を開始しました。今後は、住民のニーズに応えられる診療設備の充実や人員体制について検討していきます。

令和５年度には「日南病院あり方検討委員会」を立ち上げ、老朽化している施設の建て替えも含め、今後の病院のあり方を検討しています。

### （3）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 7　医療の確保 | （1）診療施設<br>病　　院 | 病院施設の改修 | 町 | |
| | | 医療機器などの整備 | 町 | |
| | | 医師住宅・職員住宅の整備・改修 | 町 | |
| | （2）特定診療科に係る診療施設<br>巡回診療車(船) | 巡回、訪問医療介護サービス用の車両整備 | 町 | |
| | （3）過疎地域持続的発展特別事業 | 特定(認定)看護師研修支援事業<br>(研修費及び期間中の旅費・人件費等) | 町 | |
| | | 医師の育成及び確保強化事業 | 町 | |

## ９　教育の振興

### （1）現況と問題点

#### ア　学校教育

平成 21 年度の小学校統合以降、校訓、学校教育目標、目指す子ども像を小・中学校で共有しながら、保育園と小学校との連携も含め、「保・小・中一貫教育」を進めてきました。令和４年度から保育園は認定こども園となり、小・中学校との連携を更に深め、「園・小・中一貫教育」を進めています。平成 28 年度には、小・中学校合わせて 237 名の児童・生徒が在籍していましたが、令和２年度には 206 名に減少し、さらに令和７年度には 162 名になる見通しです。過疎化・少子化が進む中で、町の将来を担う子どもたちの育成は、ますます重要性を増してきています。

社会の変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、一人ひとりの子どもに確かな学力を身につけさせ、自立して生きていく力を養うことは大きな課題です。平成 29 年改訂の学習指導要領においても、子どもたちが未来の社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。そのために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習課程の改善を図ったり、小学校での英語・外国語教育、プログラミング教育などの新しい学習内容への対応を進めたりしています。また、国の GIGA スクール構想を踏まえ、全児童・生徒に１人１台のタブレット端末を整備するなど ICT 活用教育を更に推進するとともに、安全な学校環境を整備するために学校施設・設備の充実を図っていきます。

一方で、子どもをめぐる問題も多様化・複雑化し、家庭教育支援を含め、様々な支援

が必要な児童・生徒が増えています。学校不適応や問題行動の発生を未然に防止したり、早期解決を図ったりするために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、家庭教育推進員を配置し、各関係機関と連携しながら、子どもたちを支援しています。また、発達障がいのある児童・生徒への支援を充実させるために特別支援教育支援員を配置するなど、全ての子どもが安心して学校生活を送り、力を伸ばせるよう、支援体制の整備も進めています。しかし、解決にかなりの時間を要するケースも多々あり、今後も更に体制整備を進めていく必要があります。

また、地域コーディネーターを配置し、学校支援ボランティア（CS サポーター）の活用を進めています。令和４年度からは本格的にコミュニティ・スクールの仕組みを導入し、地域との協働を更に進めていくことを目指しています。

### イ　社会教育

#### ①社会教育・文化振興

これまで本町では、様々な趣味や文化的な分野の団体などからなる日南町文化協会や、高齢者を対象とした人生学園などを中心に、自主的な活動が行われてきました。構成員の減少と高齢化により活動を縮小せざるを得ない状況も生じていますが、活動団体やサークルなどでそれぞれ連携しながら活動をしています。地域課題の解決や個人の生きがいづくりのために、今後更に様々な分野の学習機会を提供していく必要があります。

地域では、まちづくり協議会が核となり住民主体の学習活動を進めています。コミュニティ・スクール設置に伴い、今後は教育行政とまちづくり協議会とが協働して地域と学校の協働活動を進めていくことが重要です。

未来を担う青少年の育成のため、主に小学生を対象に、長期休業期間中には様々な体験活動の機会を設けています。しかし、高校生になると地域との接点が減っていく傾向があり、小学校からの「ふるさと教育」を継続させ、町の歴史や産業を知り、地域の人たちとの関わりを深める取り組みが求められています。

#### ②体育振興

スポーツの拠点として、総合運動場、町体育館、武道館、テニスコートの集まった総合運動公園が小・中学校との併用により活用されています。また地域では、旧小学校やふるさと日南邑、ゆきんこ村などの体育施設を利用してスポーツ活動が行われています。近年は、多様なスポーツクラブが発足し、子どもから大人まで様々なスポーツに取り組む姿が見られるようになりました。今後は体力づくり・健康づくりを視点に、体育団体だけでなく学校や地域、行政が連携し、誰もがいつでも・どこでも・いつまでも気軽にスポーツを楽しめる環境整備や活動を推進していく必要があります。

### （2）その対策

#### ア　学校教育

学力向上に関しては、園・小・中一貫教育を通して、子どもたちの主体性やコミュニケーション能力の育成を図り、子どもたちの「主体的･対話的で深い学び」を実現するよう努めます。また、学校の教育環境の整備など、ICT 活用教育や図書館活用教育を推進することで、子どもたちの情報取得・活用能力の育成を図ります。さらに、英語教育においては、グローバル化する社会に対応するため、海外派遣事業など、国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際感覚と英語でのコミュニケーション力の育成を図ります。

子ども支援については、引き続きスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、家庭教育推進員を活用したり、各関係機関と連携したりしながら、家庭教育支援や子育て支援を充実させ、更に体制整備を進めていきます。

#### イ　社会教育

##### ①社会教育・文化振興

全町一体として、行政、各種団体及び学校と連携を図りながら、課題に応じた学習活動を提供し、実践することに努めます。例えば「にちなん町民大学」における多様な分野の学習に加え、テーマを決めて連続生涯学習講座を開催するなど、継続した学習機会の提供を行います。

未来を担う青少年の育成については、本町が持つ素材や人材を活かした創作活動や自然体験機会の拡充に取り組み、本町の自然や伝統文化などについての理解や町への愛着を深めるとともに、様々な年代との関わりを通じてコミュニケーション能力や社会性の向上を目指します。

また、まちづくり協議会を核として進められている地域における生涯学習を「特色ある地域活動補助金」を活用し推進します。そして今後は、地域学校協働活動を進める上でも、地域の特色を活かした生涯学習を「オール日南」の考えのもと、全町の子どもたちも対象とした事業となるよう、更なる支援を行います。

##### ②体育振興

スポーツの拠点としての総合運動場は、学校教育施設と併用しており、子どもから大人まで幅広い世代に利用されています。今後は、総合運動場のナイター照明をはじめとする修繕計画に則り、社会体育施設の老朽化対策や改修などを行い、施設の利用促進や有効活用を図るとともに、誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、幅広いスポーツ活動の振興を図ります。

## （3）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ８　教育の振興 | （１）学校教育関連施設<br>校　　舎 | 施設の整備・改修 | 町 | |
| | 屋内運動場 | 施設の整備・改修 | 町 | |
| | 給食施設 | 施設の整備・改修 | 町 | |
| | そ の 他 | 照明機器等の改修 | 町 | |
| | （２）集会施設、体育施設等<br>集会施設 | 地域振興・活性化センター・まなび宿などの整備・改修 | 町 | |
| | 体育施設 | 施設の修繕 | 町 | |
| | | 備品の整備 | 町 | |
| | | 総合運動場夜間照明改修 | 町 | |
| | （４）過疎地域持続的発展特別事業 | 学校や家庭における教育支援<br>(指導補助者の配置や教員研修会などを実施し、地域全体で教育を支えるまちづくりを目指す。) | 町 | |
| | | 国際交流事業<br>(海外派遣事業など国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際理解と英語でのコミュニケーション力の育成を図る。) | 町 | |
| | | ICT 教育の充実<br>(ICT 機器の導入・更新及びデジタル教材の作成など、ICT 教育の推進により効果的効率的な学習を支援する。) | 町 | |
| | | 高等学校等通学費等助成事業<br>(日南町在住又は出身の高校生等が高等学校等において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的に、高等学校(中等教育学校の後期課程、高等専門学校の初期の修業年限の３年間を含む)に在籍する生徒の通学費等の費用を対象として補助す | 町 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | る。） | | |
| | | 給食負担金支援事業<br>（日南町内の児童・生徒に対して給食に係る費用を補助し、保護者の負担軽減を図る。） | 町 | |
| | | 日南町スポーツ・健康づくり補助金<br>（スポーツや健康づくり活動に係る費用を補助し、スポーツの振興を図る。） | 町 | |

## 10　集落の整備

### （1）現況と問題点

少子高齢化と、生活様式や価値観の多様化に伴い、自治会機能が低下しています。維持が困難となった地域の自治組織の改編と再生を行うため、平成 18 年度に全町 7 つの地域にそれぞれ「まちづくり協議会」が設立されました。地域の活力を集中させ、地域の課題に住民が主体的に取り組むまちづくり協議会では、地域資源を活用したコミュニティビジネスや観光など、地域ごとに新たな活動が進められています。しかし、それらの活動は地域内に留まっているものも多く、広域につなぎ広げ循環していく仕組みづくりが重要課題となっています。また、住民自身がその活動を理解し自分の事として取り組み、自助、共助、公助により、見守りや居場所づくりなどによる高齢者の安心・安全な生活維持など、持続可能な地域づくりを進めることも急務となっています。

少子高齢化に伴う人口減少により、これまでの生活環境を維持することができなくなっています。住民が誇りをもって安心して暮らし続けるために、町政への住民ニーズの反映は重要です。しかし、地理的条件、財政面、人口規模の面からも、町全体に均一に投資することは困難であるといわざるを得ません。町の総合戦略に基づいた施策の選択と集中を図り、十分な検討・協議・合意の上に再構築することが必要です。

### （2）その対策

コミュニティの核であるまちづくり協議会が設立され、協働、連携、支援を図りつつ、15 年が経過しました。住民のニーズも複雑化、多様化、高度化している中、今後も地域コミュニティの維持発展の充実のために、地域担当職員制度や一括交付金制度、集落支援員の配置、地域おこし協力隊（地域マネージャー）の充実など、支援体制を強化して取り組んでいきます。あわせて地域の活動など日南町の魅力を伝える情報を共有し、移住・定住施策の促進や日南の魅力を、若者などへ広く強く発信していきます。

また、地域の存続に大きく影響する町のグランドデザインの核である「コンパクトヴィレッジ構想」を推進し、重層的な世代間、地域間の連携を図り、新しい地域づくりを創出していきます。

### （3）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 9　集落の整備 | （１）過疎地域集落再編整備 | 過疎地域定住対策敷地造成等<br>（宅地造成、住宅整備等） | 町 | |
| | （２）過疎地域持続的発展特別事業<br>集落整備 | 集落支援員の設置（まちづくり協議会の充実含む）<br>（集落の維持のために行う様々な話し合い活動を行うための支援員を各地域に確保する。） | 町 | |
| | | まちづくり協議会への集落維持・活性化支援助成 | 町 | |
| | | 中心地ゾーン現地測量等事業<br>（中心地域整備構想に基づき、対象地域の測量調査等を実施する。） | 町 | |
| | | 新卒者等地域就業支援事業<br>（新卒者等が町内企業に就職した際に助成することで、雇用の創出、定住促進を図る。） | 町 | |

## 11　地域文化の振興等

### （1）現況と問題点

総合文化センターを文化芸術の拠点施設として文化振興を積極的に推進し、あわせて住民が優れた芸術作品や音楽、芸能に触れる機会を提供しています。平成 17 年度からは指定管理者制度を導入し、民間の柔軟な発想のもと、より住民目線での活動を展開してきました。

町内には、伝統芸能、文芸、歴史、音楽、舞踊、書道など様々な活動があり、「にちなんふる里まつり」や「にちなん文化展」で作品や日頃の学習成果の発表を行っています。各地域で守り育まれてきた歴史や文化を再認識し保存・継承する活動が、地域のまちづくり協議会や文化活動団体において活発化しています。その一方で、高齢化により活動を継続していくことが困難になることも懸念されています。今後、地域と連携・協働しながら、住む人が誇りと愛着を持てる文化環境づくりを進める必要があります。

郷土資料館においては、所蔵する歴史資料を活用した古文書解読講座を行っています。今後はまちづくりにも活用できるよう、更に整理・分類を進めていく必要があります。

また、図書館においては、町の基幹産業である農林業関係の資料を揃えた「ステップアップ農林業コーナー」、まちづくりや６次産業化に役立つ本を集めた「地域活性化コーナー」の設置など、住民のニーズに応じた蔵書や展示に努めていますが、更に生活環境や社会情勢の変化に柔軟に対応した図書館運営が求められています。

美術館においては、これまで本町の文化・芸術にゆかりのある展示や作品収集に取り

組み、特色あるコレクションの充実と多様な展示・教育普及事業を展開してきました。しかし、町民の文化芸術への興味関心や活動の活性化には十分につながっていません。町民に関心を持ってもらうための糸口を模索し、町民の多様化していくニーズに応え、多くの方々にとって親しみやすい施設となるような工夫が必要です。

### （2）その対策

「活力ある文化団体等支援助成金」を活用し、引き続き積極的な情報発信や地域の文化振興に取り組むとともに、文化活動の指導者養成を図り、各種団体の支援や運営補助を行います。

また、地域に残された貴重な伝統文化、歴史、芸能など、地域文化の所蔵、管理、保存や活用のため、郷土資料館の整備や指定文化財等をはじめとする歴史的・文化的資源の保存・継承を進め、地域と連携を図りながら取り組みの推進及び支援を行います。

図書館については、出前図書館などを通じて利用者の拡大に取り組むとともに、インターネット予約などの便利な機能の周知に努め、サービスが浸透していくよう働きかけていきます。

美術館については、町民の文化芸術に関する理解と関心を更に深めるために、他の施設・機関との連携を強化しながら、地域の特色や環境を活かした事業や、世代や興味に合わせ柔軟なテーマに基づく事業の展開を図り、これまで文化芸術に対して興味を持っていなかった町民の参画を促進する活動に取り組みます。あわせて、利用者にわかりやすい方法での情報発信に取り組みます。

また、総合文化センターを「文化芸術の拠点」と位置づけ、住民の学習成果発表の支援を行うとともに、憩いの空間としての施設の改修や設備の更新を行うことにより、町民の利用促進を進めていきます。

### （3）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 10　地域文化の振興等 | （１）地域文化振興施設等<br>地域文化振興施設 | 文化センター施設改修工事 | 町 | |
| | | 文化センター舞台装置更新 | 町 | |
| | | 歴史資料を適切に保存･利用するための施設整備 | 町 | |
| | そ の 他 | 霞 17 号墳木柵修繕工事 | 町 | |
| | （２）過疎地域持続的発展特別事業 | 活力ある文化団体等支援助成（サークル活動などを支援することで、町内の文化振興、社会教育の推進を図る。） | 町 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 特色ある地域活動補助<br>（まちづくり協議会などが地域の特性を活かした活動を推進することに対し補助する。） | 町 | |

## 12　再生可能エネルギーの利用の推進

### （1）現況と問題点

本町の広大な森林や農地、豊富な水は、町固有の貴重な資源です。これらの資源を活かしたバイオマスや太陽光、水力といった再生可能エネルギー事業を推進し、安心・安全な農林生産物の生産地として、地域経済の進展を図っていく必要があります。とりわけ、町土の 89%を占める森林が保有する木質バイオマスエネルギーは、そのシステム選定によっては、エネルギーの供給にとどまることなく、地域経済の再構築・活性化、地域雇用の増加へと展開していく可能性を含んでいます。豊かな自然環境を活かし、地域特性に合った木質バイオマスエネルギーの積極的な推進が望まれます。

現在、本町が運営に関わっている再生可能エネルギー発電施設は、町営の新石見小水力発電所と石見東太陽光発電所、町が出資する株式会社日南町小水力発電公社が運営する新日野上小水力発電所の３基があります。これら３基の総発電量は、町内一般家庭の消費電力の約 50%に当たります。これ以外にも、鳥取県企業局による若松川小水力発電所が稼働しています。また、民間による太陽光発電、木質バイオマスガス化発電が計画されており、町内一般家庭の電気は全て再生可能エネルギーで賄える計算になります。

本町は「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しました。町の CO2 排出量傾向は、運輸部門と産業部門がそれぞれ 33%で、全体の 66%を占めています。家庭部門がこれに続きますが、全体の 20%と比較的少ない状況です。運輸部門、産業部門における燃料の非化石エネルギーへの転換は大きな課題といえますが、経済活動との両立となると町のとり得る手段は限られています。しかし、少なくとも家庭部門のエネルギーが再生可能エネルギーや地域新エネルギーで代替できれば、地球環境にとっても地域の自立にとっても望ましく、町としても一定の対応が可能と考えられます。

### （2）その対策

水力や木質バイオマスといった、地域資源であるエネルギーを活用し、地域で使用する「エネルギーの地産地消」を進めることで、地域の活性化や雇用の創出につなげ、持続可能な社会の実現を図ります。これらの豊かな自然環境を活かし、地域特性に合った自然エネルギーを積極的に導入するとともに、古来より活用してきた、薪や炭といった代替エネルギーの利活用も考えていきます。

また、営農型太陽光発電など、農業の生産力向上と持続性の両立についても検討していきます。

## （3）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 11　再生可能エネルギーの利用の推進 | （１）再生可能エネルギー利用施設 | 木質バイオマスエネ利用設備 | 町 | |
| | | 新石見小水力発電所導水路改修 | 町 | |
| | | 公共施設太陽光発電設備整備 | 町 | |
| | （２）過疎地域持続的発展特別事業 | 家庭用発電設備等導入促進助成<br>（自然エネルギーの利活用の促進を図りCO2削減に努める。） | 町 | |
| | | 木質バイオマス発電事業助成<br>（木質バイオマス発電事業を行う企業誘致を助成することにより、森林資源の活用した地場産業の育成、自然エネルギーの利用によるCO2削減を図る。） | 町 | |